

東久留米市財政健全経営計画（改定版） 〔実行プラン〕

東久留米市

令和 3 年 8 月策定

令和 4 年 8 月改訂

令和 5 年 8 月改訂

令和 6 年 8 月改訂

令和 7 年 8 月改訂

財政健全経営計画（改定版）〔実行プラン〕

I	基本的事項	1
1.	目的と位置付け	1
2.	計画の期間	1
3.	行政評価制度との関連	1
4.	進行管理	1
5.	プランの推進	2
6.	項目別プランの考え方	2
II	財政運営の基本目標	4
1.	基金の水準、運用方策	4
2.	財政指標の経年把握	7
III	項目別プラン	10
	個別項目（事業）一覧	10
1.	市政運営の方向性	13
(1)	将来に向けた業務執行体制等の確立	13
(2)	人材の育成と職場環境の向上	16
(3)	歳入の確保	20
(4)	歳出の効率性・有効性の向上	25
(5)	公有財産の適正な管理と有効活用	27
(6)	公民連携の推進	32
(7)	その他	39
2.	安定的な自主財源確保のための地域活力の向上	43
(1)	地域経済の安定化や活力等の向上への取組み	43
(2)	新たな企業等誘導	46
別紙1	D X推進項目	47
別紙2	東久留米市定員管理の適正化の考え方（令和7年8月改訂版）	69

I 基本的事項

1. 目的と位置付け

財政健全経営計画実行プランは、本市が依然厳しい財政状況にあつて、将来に渡り持続可能な市政運営を行っていくため、不断の行財政改革を進めながらも、地域の活性化を図り、まちの魅力を高めていくための取組みを明らかにするものです。

なお、財政健全経営計画とは、財政健全経営に関する基本方針（以下「基本方針」という）と、その具体的な行動計画である本プランとが一体となった総称として位置付けるものです。

2. 計画の期間

財政健全経営計画の計画期間は、次期財政健全経営計画を定めるまでの令和4年度から令和8年度までの5カ年とします。

なお、本プランの改訂については、毎年8月を目途に各担当所管における検討・実施状況及び社会情勢変化などに照らして、必要に応じた見直しを行います。

3. 行政評価制度との関連

これまで、本市においては、不断の改革・改善を図るため行政評価制度を活用してきたところです。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、国をあげてのデジタル社会への転換が急速に進められ、自治体に対してもデジタル技術やデータを活用することで、住民の利便性を向上させ、行政サービスを効率化することが求められています。このDX（デジタル・トランスフォーメーション）の流れを受け、本市においては、行政評価制度における改革・改善への取組みをDXの推進の中で実現させていくことを前提として行政評価制度のあり方を整理し、令和4年8月に東久留米市DX推進方針を策定しました。同方針では、DXの推進に当たり、取組項目を本プランに掲載し、取組みを進めるとともに、事務報告書を用いて、翌年度の改善項目の検討に反映させるサイクルを確立しました。この検討結果は、本プランの改訂時に反映させることとなります。

4. 進行政管理

本プランの進行政管理は、東久留米市経営戦略本部で行います。

5. プランの推進

- (1) 社会情勢の変化や行政ニーズを的確に捉え、民間活力も活用しながら、身の丈に合った財政運営に努めるとともに、中・長期的な視点を持って歳入と歳出の両面にわたり改革・改善を進め、健全で持続可能な行財政運営を推進します。
- (2) 行政運営の担い手であり、財政健全経営、行財政改革の推進主体でもある市職員が、改革・改善に真摯に取り組み、その結果として、組織全体の経営能力の育成が図られるよう進めます。

6. 項目別プランの考え方

Ⅲ章に示す項目別プランは、本プラン策定時点において、既に一定の取組みがなされているもの、具体的な行動計画として方向性が整理されたものを掲載しています。

したがって、このほかにも、現時点で掲載するに至らないまでも、継続的に協議、調整しているもの、各担当所管より提案された新たなアイデアなどもありますが、そうした取組みは、本プランの改訂時に合わせ、適時に新たな個別項目として追加することで本プランの充実を図ります。

※効果の表記について

項目別プラン（個別項目）に示す効果については、次の4つに分類して示すものとします。数値で示すことができるものは、極力これを捕捉します。

（1）予算効果

原則として、当該プランの実施年度の予算（見込）額と実施前の予算額との差をもって算出することとします。また、当該プランが継続的に実施される場合にあっては、当該プランが実施される各年度の予算（見込）額と実施前の予算額との差をもって算出することとします。なお、予算効果を数値で捕捉できるまでの間は文言で表記します。

（2）生産性向上効果

主に職員の業務効率の向上による効果を示します。数値で示すことができる場合は、年度毎に見込まれる削減時間数等を記載します。

（3）利便性向上効果

主に市民サービスの向上による効果を示します。

（4）地域活性効果

地域経済の成長・安定や地域活力の向上により期待できる効果を示します。

効果の表記例

No					
個別項目					担当課
実施概要					
スケジュール	令和4年度 ▽〇〇検討	令和5年度 ▽〇〇実施	令和6年度 ▽継続	令和7年度 ▽継続	令和8年度 ▽継続
効果	〇〇により、△△することで、××の削減につながる。 〇〇により、△△の処理（処理件数年間約●●件）に必要な時間の削減につながる。 〇〇により、市民が××の申請に係る手続をスマートフォンから行うことができるようになり、来庁せずに手続を行うことができ、また、時間外での手続が可能となる。 〇〇により、地元産業の活性化に寄与する。				
☒ 予算 ☒ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☒ 地域活性		【効果額】 □□千円 【効果時間】 年間◇◇時間	【効果額】 □□千円 【効果時間】 年間◇◇時間	【効果額】 □□千円 【効果時間】 年間◇◇時間	【効果額】 □□千円 【効果時間】 年間◇◇時間

Ⅱ 財政運営の基本目標

1. 基金の水準、運用方策

□基本方針では、経営目標（基金の水準、運用）として、財政調整基金は、標準財政規模の10%相当を基準とし、災害等に備えて20億円確保するとともに、経常経費に投入しない市政運営を目指すとしています。

毎年8月を目途に行う本プランの改訂に当たっては、前年度末における財政調整基金の残高を示し、経年の動きを把握します。

□基本方針では、公有財産の適正な管理と有効活用として、公共施設マネジメントの根本的な考え方に触れ、施設の改修等のための基金積立て等を計画的に図っていくとしています。本市においては、改定前の実行プランにおいて、決算剰余金が生じた場合には、当該剰余金の2分の1から繰越金等を差し引いた額を公共施設等整備基金に積み立てることとしてきました。その結果、公共施設等整備基金の残高は、令和元年度末現在で約11億3,400万円であり、平成28年度末現在の約7億8,700万円と比較し増加しているものの、毎年基金を取り崩して運用している状況にあります。

本市においては、令和21年度以降多くの公共施設で更新時期を迎えることから、公共施設マネジメントの取組みを推進するとともに、公共施設等整備基金については、今後更なる積立ての増額を図る必要があります。

各会計年度において決算剰余金を生じた場合は、当該剰余金のうち2分の1に相当する額を財政調整基金に積み立て、その残りの額から繰越金等（翌年度予算に計上した前年度繰越金のほか、使途を特定した寄附金、目的税や各種交付金の事業未充当分等）を差し引いた額を公共施設等整備基金に積み立てることを検討します。

なお、財政調整基金残高が標準財政規模の10%を下回る見込みの場合は、公共施設等整備基金への積立てより財政調整基金残高の維持を優先します。

また、当該剰余金が生じた決算年度末時点での財政調整基金残高が標準財政規模の20%を超えている場合は、当該20%を超えている額と同額程度を翌年度の歳入一般財源から公共施設等整備基金へ積み立てます。

そのほか、資産を売却するときは、別途、公共施設等整備基金への積立てを検討します。

□基本方針では、財政規律の保持におけるこれからの方向性において、一定程度の債務残高の減少を条件に、企業等誘導などによる税収等の確保が期待できる事業や行政サービスを維持するために計画的に進められる公共インフラ整備、集約事業（公共施設マネジメント）などに限定して、普通建設事業債を発行することは可能としています。

令和元年度普通会計決算における地方債残高は約249億2千万円であり、これに占める臨時財政対策債等残高は約185億1千万円、普通地方債残高は約64億円となってお

り、地方交付税の振り替わり措置として設けられた臨時財政対策債が増加するなかで、普通建設事業債の抑制を図り、プライマリーバランスの保持を進めてきた結果、普通建設事業債においてはこの10年間で約81億円減少しています。

公共施設の保全については、これまで、施設の安全の確保を最優先課題として、耐震化を中心に取り組んできた結果、「防災上重要な市有建築物」について耐震化率100%となったものの、老朽化対策については、十分な対応が図られていませんでした。

こうした中、公共施設の計画的な保全を進めるため、今後10年間における各個別施設の具体的な改修工事等の内容を定めた施設整備プログラムを平成29年2月に策定し、これに沿って計画的保全に努めてきております(※)が、前段で述べたとおり、臨時財政対策債が増加してきている状況での普通建設事業債の抑制も厳しくなり、平成29年度から10億円を上回らない範囲で活用していくこととしています。

※令和5年4月に「未来志向の公共施設の考え方」をとりまとめ、市のこれからの50年間を見据えて、新たな付加価値を加えた「未来志向の公共施設マネジメント」に向けて取り組んでいます。

普通建設事業債については、当該事業にかかる特定財源の獲得に努め、基金も活用した上で、借入額の抑制を図ります。また、住民負担の世代間調整という地方債の持つ本来の視点に立ちながらも、多額な後年度負担が生じないように十分に配慮しつつ活用していくこととします。

普通建設事業債の借入れに当たっては、ここ数年の普通建設事業債償還元金の推移を勘案し、単年度10億円を目安とすることを原則としますが、年度により事業規模が大きくなった場合にあっては、5年で50億円を上回らない範囲で活用していくこととします。

臨時財政対策債については、地方交付税の振替措置として設けられた特例債で、その元利償還金相当額は後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入されます。

よって、償還財源の目処がない地方債とは異なりますが、いわゆる債務であるとの認識の下、その借入れに当たっては、これまでと同様に抑制することに努めます。

□財政構造の弾力性を表す指標である経常収支比率については、一般的に70～80%が適正水準といわれており、健全な財政運営を目指す上においては、この適正水準に近づけていく必要があります。

一方で、近年における多摩26市の経常収支比率はほぼ90%台で推移しており、令和元年度は、26市平均で93.7%、本市においても93.7%となっています。今後は、少子高齢化の進行により扶助の対象者が増えることから歳出の増加が見込まれ、さらに、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響から歳入の不足や歳入構造の変化が促され、これまで以上に厳しい財政状況が続いていくことが見込まれます。

経常収支比率については、地方公共団体における収支改善によるもののみならず、国の政策や経済の動向により変動する要素もありますが、本市と同様の生活圏、経済圏にある北多摩北部エリア（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）における経常収支比率に注視しつつ、本プランの目標として、90%を下回ることを目指します。

□北多摩北エリアにおける経常収支比率

臨時財政対策債を歳入経常一般財源等に加えた場合

(単位：%)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
小平市	93.7	91.0	83.1	85.2	82.6		
東村山市	96.8	93.1	86.7	92.5	94.2		
清瀬市	95.1	91.6	88.5	92.0	93.9		
西東京市	95.1	94.0	89.5	93.1	93.3		
4市平均	95.2	92.4	87.0	90.7	91.0		
東久留米市	93.7	92.9	89.0	92.3	94.0		

臨時財政対策債を歳入経常一般財源等に加えない場合

(単位：%)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
小平市	96.7	94.7	87.5	86.5	82.9		
東村山市	104.2	99.6	94.8	94.7	95.2		
清瀬市	101.0	96.8	95.2	93.8	94.8		
西東京市	100.5	99.0	92.1	93.1	93.3		
4市平均	100.6	97.5	92.4	92.0	91.6		
東久留米市	100.4	99.0	94.8	94.6	94.5		

2. 財政指標の経年把握

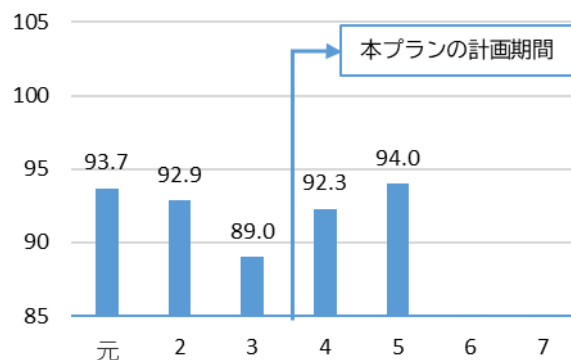
□基本方針では、財政力指数、経常収支比率などの基礎的な財政指標や、財政健全化法の施行に伴う財政健全化判断比率の改善を目指し、経年の動きを容易に把握できるように整理していくとしています。

毎年8月を目途に行う本プランの改訂に当たっては、最新の各種指標を以下に捕捉し、経年の動きを把握します。

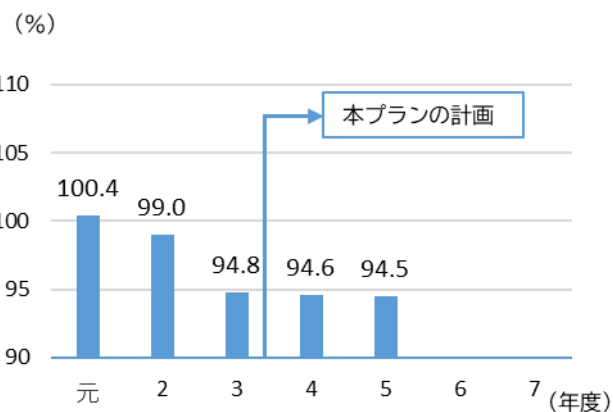
■経常収支比率

経常一般財源（毎年度経常的に収入される用途を制限されていない財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合です。財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示します。

(%) 臨時財政対策債を経常一般財源に加えた場合

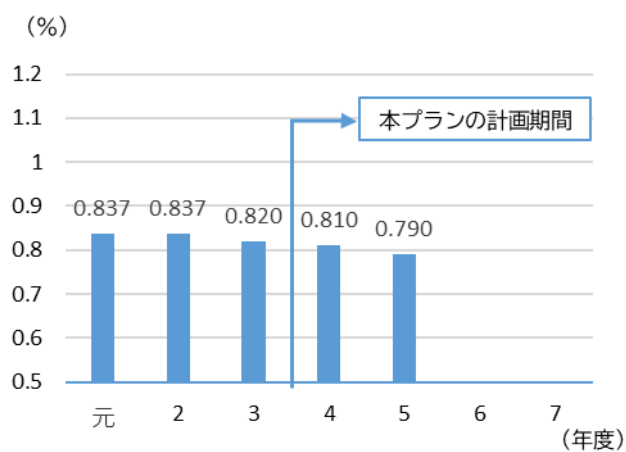


臨時財政対策債を経常一般財源に加えない場合



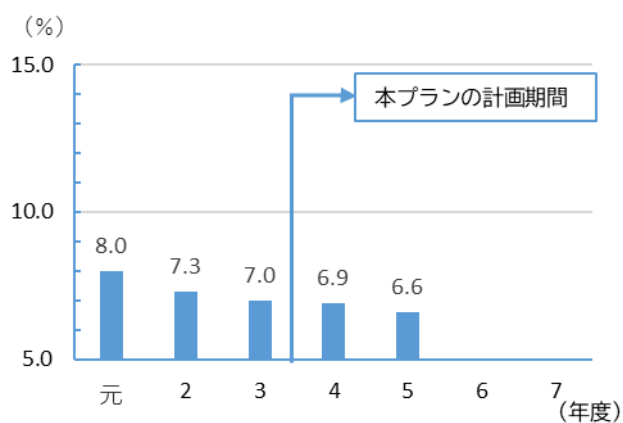
■財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、1に近い（あるいは1を超える）ほど財政に余裕があるとされています。普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で、通常3年度間の平均値が用いられます。



■公債費負担比率

一般財源（用途を制限されていない財源）のうちどれだけを公債費に充てたかを表すものです。公債費（地方債の元利償還金）の状況から、財政構造の弾力性を測定する指標。低ければ低いほど財政構造に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示しています。



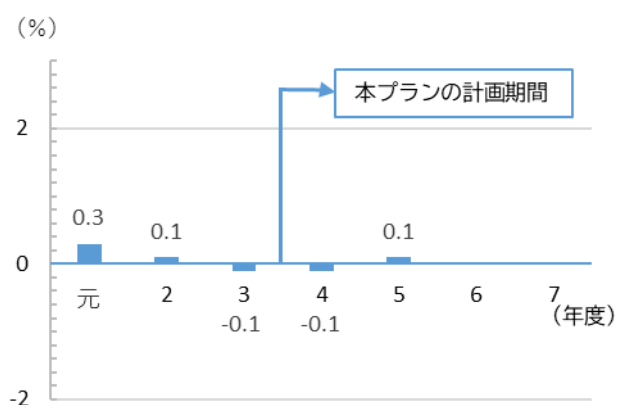
■健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。このうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、令和元年度決算において「－（数値なし）」となっています。

・実質公債費率

実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標であり、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）の標準財政規模に占める割合。通常3年度間の平均値が用いられます。

国が示す早期健全化基準は2.5%、財政再生基準は3.5%です。



Ⅲ 項目別プラン

各個別項目（事業）を財政健全経営に関する基本方針に示された項目毎に分類し、体系的に整理した上で、5年間の取組みを示します。

<個別項目（事業）一覧>

市政運営の方向性					
大分類	中分類	No	個別項目(事業)	所管課	頁
(1)将来に向けた業務執行体制等の確立	行政評価の有効的な活用	1	行政評価制度の再構築	行政経営課・全課	13
	業務の効率化、標準化及びDXの推進	2	近未来型市役所実現ビジョン	行政経営課・管財課・関係各課	14
		3新	DX推進リーダーの設置	行政経営課・全課	14
		4新	行かない、書かない、待たない窓口の実現	行政経営課・全課	15
		-	自治体フロントヤード改革の推進（別紙1掲載）	-	51
		-	自治体情報システムの標準化・共通化（別紙1掲載）	-	54
		-	公金収納におけるeLTAX等の活用	-	56
		-	マイナンバーカードの普及促進・利用の推進（別紙1掲載）	-	57
		-	セキュリティ対策の徹底（別紙1掲載）	-	58
		-	自治体のAI・RPAの利用推進（別紙1掲載）	-	59
		-	テレワークの推進（別紙1掲載）	-	60
		-	デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化（別紙1掲載）	-	61
		-	デジタルデバйд対策（別紙1掲載）	-	63
		-	デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し（別紙1掲載）	-	64
		-	BPRの取組の徹底（別紙1掲載）	-	65
		-	オープンデータの推進・官民データ活用の推進（別紙1掲載）	-	68
(2)人材の育成と職場環境の向上	人材の育成・人事評価制度の活用	5	職員研修の充実・人事評価制度の活用	職員課	16
		6	職員研修の包括委託	職員課	16
	ワークライフバランスの推進	7	働き方改革の推進とワークライフバランスの向上	行政経営課・職員課	17
		-	テレワークの推進（別紙1掲載）	-	60
	給与の適正化	8	職員給与の適正化	職員課	18
	定員管理の適正化	-	定員管理の適正化（別紙2）	行政経営課・職員課	69

大分類	中分類	No	個別項目(事業)	所管課	頁
(3)歳入の確保	市税等の確保	9	市税等の納付環境の最適化	納税課	20
	受益者負担の適正化	10	市道占用料等の見直し	管理課	21
		11	公共施設使用料の見直し	財政課	21
		12	事務手数料の見直し(住民票・印鑑証明・課税証明等)	企画調整課・関係各課	22
		13	給食費に係る保護者負担の見直し	子育て支援課・障害福祉課	22
		14 新	都市公園使用料等の見直し	環境政策課	23
		15 新	市民農園耕作料の見直し	産業政策課	23
	その他自主財源の創出	16	有料広告等の充実	行政経営課・秘書広報課・管財課・ごみ対策課・管理課・生涯学習課・関係各課	24
		17	ふるさと納税の推進	管財課・産業政策課・行政経営課	24
		-	企業版ふるさと納税の推進 (No. 46掲載)	-	45
(4)歳出の効率性・有効性の向上	特別会計及び下水道事業会計繰出金の抑制	18	国民健康保険特別会計の健全化	保険年金課	25
		19	健康増進・サポート事業の実施	保険年金課・健康課	26
		20	下水道使用料水準の検証	施設建設課	26
(5)公有財産の適正な管理と有効活用	—	21	公有財産の有効活用	管財課・企画調整課	27
		22	第八小学校跡地の売却	環境政策課	27
		23	公共施設マネジメントの推進	行政経営課・施設建設課・関係各課	28
		24	しんかわ保育園の跡地活用	行政経営課・関係各課	29
		25	太陽光発電設備の第三者所有モデル導入の推進	行政経営課・施設所管課	29
		26	照明器具LED化と一体的な公共施設の省エネルギー改修	行政経営課・施設所管課	30
		27	市庁舎における非常用電源の整備と効率的なエネルギー利用	管財課	30
		28	地方公会計制度への対応	財政課・関係各課	31
		29	認定外道路の市道認定化	管理課	31

大分類	中分類	No	個別項目(事業)	所管課	頁
(6)公民連携の推進	民間活力の導入	30	小学校給食調理業務委託の推進による調理体制の整備	学務課	32
		31	保育園への民間活力の導入	子育て支援課	32
		32	学童保育所の安定的な事業運営	児童青少年課	33
		33	学校用務の段階的アウトソーシング化	教育総務課	33
		34	道路、下水道等公共インフラの維持管理への民間活力の導入	管理課・施設建設課	34
		35	市民課窓口業務の一部民間委託の推進	市民課	34
		36新	通学路防犯カメラの保守・更新における民間活力の導入	学務課	35
	新たな事業手法の導入	37	自転車等駐車場整備・運営及び放置自転車等対応事業	管理課	36
		38	公民連携の推進	企画調整課・関係各課	37
		39	ごみ発電余剰電力を活用した電力地産地消事業	ごみ対策課	37
		40	公園ストックマネジメントの検討	環境政策課	38
(7)その他	—	41	慶祝事業の見直し	福祉総務課	39
		42	地区センターにおける浴室事業の見直し	福祉総務課	39
		43	平和事業の見直し	総務課	40
		44	地域間交流事業の見直し	生活文化課	40
		45	保存樹木等保護支援事業の効率化	環境政策課	40
		46	生ごみ減量化処理機器購入費助成事業の見直し	ごみ対策課	41
		47	貸付条例及び貸付基金条例の廃止	介護福祉課・保険年金課	41
		48新	市民アンケート調査実施方式の見直し	行政経営課	42
		49新	企業資金融資制度の見直し	産業政策課	42

安定的な自主財源確保のための地域活力の向上					
大分類	中分類	No	個別項目(事業)	所管課	頁
(1)地域経済の安定化や活力等の向上への取組み	—	50	地域経済の安定化や活力の向上等	産業政策課	43
		51	デジタル田園都市国家構想総合戦略の推進	企画調整課	44
		52	企業版ふるさと納税の推進	企画調整課・関係各課	45
		-	ふるさと納税の推進 (No. 13掲載)	-	24
		53	シェアサイクル事業	産業政策課	45
(2)新たな企業等誘導	—	54	上の原地区における新たな企業等誘導	企画調整課	46
		55	適切な土地利用の誘導	都市計画課	46

※Noに「新」と記載のある項目は、令和7年8月改訂において新たに追加された項目です。

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	将来に向けた業務執行体制等の確立			
	中分類	行政評価の有効的な活用			
No	1				
個別項目	行政評価制度の再構築			担当課	行政経営課・全課
実施概要	行政評価制度における改革・改善への取組みをDXの推進の中で実現させていくことを前提として、行政評価制度のあり方を整理し、DX視点による効果的、効率的な改革・改善手法の再構築を行い、本実行プランの取組項目の検討に反映させるサイクルとして実施していく。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽DX視点による効果的、効率的な改革・改善手法の検討・構築	▽DX視点による効果的、効率的な改革・改善手法の実施	▽継続	▽継続	▽継続
効果	従来の行政評価制度に代わる業務改革・改善プロセスを自治体DX推進の中で実現させていくことにより、本市の財政身の丈に合った持続可能な市政運営の実現に向け、不断の行財政改革を進めながら、市民の利便性の向上と業務の効率化による行政サービスの質の向上に資する。				
☒ 予算 ☒ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☒ 地域活性					

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	将来に向けた業務執行体制等の確立
	中分類	業務の効率化、標準化及びDXの推進

No	2				
個別項目	近未来型市役所実現ビジョン			担当課	行政経営課・管財課・関係各課
実施概要	国の示す自治体フロントヤード改革では、「市民と市の接点強化」「データによる対応」「庁舎空間の整備」を進め、市民の利便性向上と業務効率化の双方を実現することが求められている。また、国が定めたGX推進戦略において、地方公共団体はすべての事務・事業について、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施するとされている。 こうしたことから、本市においても、「市民と市の接点強化」と「庁内のデジタル環境の整備」によるフロントヤード改革（DX）を契機に、庁舎の老朽化対策に併せ、脱炭素とコスト軽減の両立を図るGXの推進など、本庁舎の最適化・機能の整備を行い、市民にも職員にも、そして環境にも優しい、DXとGXを機軸とした「近未来型市役所」を目指す。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		▽近未来型市役所の検討	▽近未来型市役所実現ビジョンの策定 ▽窓口業務改革検討PTの設置・検討 ▽基本計画策定等業務開始	▽窓口業務改革検討PTによる検討 ▽基本計画策定	▽前年度の経過を踏まえた対応 ▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	フロントヤード改革により、市民の利便性向上と業務効率化の双方を図る。 また、本庁舎の老朽化対策及びそれに伴うGXの推進によって、市民が気持ちよく・快適に、そして安全・安心に本庁舎を利用できるほか、施設の省エネルギー化・エネルギー効率の最適化による、脱炭素とコスト軽減との両立を図る。				
☐ 予算 ☒ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☐ 地域活性					

No	3 新				
個別項目	DX推進リーダーの設置			担当課	行政経営課・全課
実施概要	デジタルリテラシー及び市民サービスの向上並びにデジタル技術を取り入れた業務改革・改善を図り、もってDXの推進を図るため、DX推進リーダーを設置する。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
				▽DX推進リーダーの設置・運用	▽運用
効果	更なる市民の利便性向上や行政サービスの効率化が見込める。				
☒ 予算 ☒ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☒ 地域活性					

No	4 新				
個別項目	行かない、書かない、待たない窓口の実現			担当課	行政経営課・全課
実施概要	フロントヤード改革（DX）による「行かない、書かない、待たない」市役所の取組みを進め、窓口の予約制による利便性向上及び窓口の混雑緩和を図りながら、窓口受付時間短縮の検討を行う。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
				▽調査・研究	▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	時間外勤務手当の削減や、企画立案・政策課題の解決等へ人的資源をシフトすることが可能となる。				
☒ 予算 ☒ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☐ 地域活性					

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	人材の育成と職場環境の向上
	中分類	人材の育成・人事評価制度の活用

No	5				
個別項目	職員研修の充実・人事評価制度の活用			担当課	職員課
実施概要	東久留米市人材育成基本方針に基づき、人事評価制度の人材育成への十分な活用に取り組むとともに、職員に求められるマネジメント能力・専門的な知識・コミュニケーション能力の向上を図る。また、DXを推進していくにあたって、デジタルリテラシー及び改革・改善意識の向上を図る。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽マネジメント能力向上研修の実施	▽継続	▽継続	▽継続	▽継続
	▽人事評価制度の充実	▽継続	▽継続	▽継続	▽継続
	▽デジタル人材育成に向けた研修の実施	▽継続	▽継続	▽継続	▽継続
			▽職員のキャリア形成に資する取組みの検討	▽実施 ▽東久留米市人材育成基本方針の検討・改定	▽継続 ▽実施
効果	職員の課題解決に向けた意識醸成及び自治体DX推進に向けた体制構築が期待できる。また、職員の知識及び能力の向上並びに意識改革が期待できる。				
☐ 予算 ☒ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					

No	6				
個別項目	職員研修の包括委託			担当課	職員課
実施概要	市独自の職員研修を包括委託し、効果的・効率的な職員研修の環境整備を推進する。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽包括委託の実施に向けた調査・検討	▽包括委託の事業者選定・契約締結、包括委託による職員研修の実施	▽継続	▽継続	▽継続
効果	研修の実施に伴う事務負担の軽減が期待できる。また、各研修のつながりを意識した設計とすることで、職員の理解しやすい研修の整備に寄与する。				
☐ 予算 ☒ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	人材の育成と職場環境の向上			
	中分類	ワークライフバランスの推進			
No	7				
個別項目	働き方改革の推進とワークライフバランスの向上			担当課	行政経営課・職員課
実施概要	長時間勤務の抑制、職務能率の向上を図ることにより職員の健康維持増進を図る。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽長時間勤務の抑制に向けた取り組みの実施	▽継続	▽継続	▽継続 ▽係単位でのヒアリングに基づく対策の検討・実施	▽継続 ▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	長時間勤務の抑制を進めることで、職員のワークライフバランスの向上と時間外勤務手当が削減できる。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					

1. 市政運営の方向性

体系分類		大分類		人材の育成と職場環境の向上	
		中分類		給与の適正化	
No	8				
個別項目	職員給与の適正化			担当課	職員課
実施概要	<地域手当への対応>				
	同一地域における給与水準の均衡を図るため、級地区分の是正などを国へ継続的に要望してきたことにより、令和7年度から級地区分の設定を都道府県単位とし、東京都（23区を除く）は16%、支給割合の引上げは段階的に行うことが人事院勧告で示されたため、改定内容を踏まえた対応を図る。				
	<定年引上げに伴う役職定年制の導入>				
地方公務員法の一部改正に伴う定年引上げ、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入等について、令和5年4月1日施行に向け課題整理等準備を進める。					
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	<地域手当への対応>				
	▽国への要望の継続	▽国への要望の継続	▽改定内容の確実な実施を要望	▽人事院勧告に示された改定内容に基づき実施	▽前年度の経過を踏まえた対応
	<定年引上げに伴う役職定年制の導入>				
	▽関係規定の整備				
	▽役職定年制の実施に向けた課題整理	▽役職定年制の実施	▽継続	▽継続	▽継続
	▽令和5年度60歳到達職員への情報提供	▽翌年度60歳到達職員への情報提供	▽継続	▽継続	▽継続
効果	<地域手当への対応>				
国及び都の勧告に基づき対応することにより、給与の適正化を図る。					
<定年引上げに伴う役職定年制の導入>					
豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員が活躍できる。組織の新陳代謝を確保することで、組織活力の維持につながる。					
☒ 予算					
☒ 生産性向上					
☐ 利便性向上					
☐ 地域活性					

【参考】令和6年平均給与月額

(令和6年4月1日現在)

団体名	全職種		地域手当	
	平均給与月額 (円)	平均年齢 (歳)	団体支給率	国基準の支給率
青梅市	461,487	40.8	15.00%	15.00%
町田市	457,959	42.8	16.00%	16.00%
稲城市	451,023	42.0	15.00%	15.00%
国分寺市	432,611	43.2	16.00%	16.00%
小平市	434,636	40.6	16.00%	16.00%
日野市	442,880	43.1	16.00%	16.00%
狛江市	434,587	42.9	16.00%	16.00%
三鷹市	436,370	42.0	15.00%	10.00%
東大和市	421,624	42.0	12.00%	12.00%
国立市	441,825	41.8	15.00%	15.00%
武蔵野市	443,254	42.0	16.00%	16.00%
調布市	425,997	42.4	16.00%	16.00%
小金井市	434,003	43.1	15.00%	15.00%
清瀬市	424,509	42.3	16.00%	16.00%
八王子市	421,752	43.0	15.00%	15.00%
東村山市	426,980	42.3	15.00%	15.00%
西東京市	420,151	41.3	15.00%	15.00%
昭島市	401,330	42.8	15.00%	15.00%
東久留米市	416,476	42.5	10.00%	6.00%
多摩市	417,781	41.4	16.00%	16.00%
立川市	417,570	44.0	12.00%	12.00%
羽村市	399,818	41.9	8.80%	6.00%
府中市	418,874	40.4	15.00%	15.00%
武蔵村山市	401,000	41.4	10.00%	3.00%
福生市	414,912	39.7	15.00%	15.00%
あきる野市	389,892	40.1	10.00%	10.00%

(資料:総務省HP)

※本表は、令和6年4月に係る多摩26市の平均給与月額等の実績である。

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	歳入の確保			
	中分類	市税等の確保			

No	9				
個別項目	市税等の納付環境の最適化			担当課	納税課
実施概要	納期内納付に寄与する口座振替への誘導を行っていく。また、金融機関のサービス縮小・各種手数料等引上げに伴い、取扱手数料の抑制に向けた取組みについて検討を行っていく。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽口座振替を促進する取組みの検討および実施 ▽取扱手数料抑制に向けた取組みの検討	▽国民健康保険税の口座振替を促進する取組みの実施 ▽取扱手数料抑制に向けた取組みの検討	▽継続 ▽継続	▽継続 ▽継続	▽前年度の経過を踏まえた対応 ▽前年度の経過を踏まえた対応
効果					
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☐ 地域活性	口座振替へ誘導することで、納期内納付を促進するとともに、取扱手数料の抑制が期待できる。				

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	歳入の確保
	中分類	受益者負担の適正化

No	10				
個別項目	市道占用料等の見直し			担当課	管理課
実施概要	道路占用料等の適正で安定した財源を確保するため、固定資産評価替えに合わせ、見直しを実施する。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽道路占用料改定の実施		▽道路占用料見直し作業（7～9年度）	▽道路占用料改定の実施	
	▽公共物占用料改定の実施		▽公共物占用料見直し作業（7～9年度）	▽公共物占用料改定の実施	
効果	適正で安定した道路占用料等を確保し、公共インフラ等の適正な維持管理経費の財源確保に寄与する。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					
	【効果額】 1,722千円	【効果額】 4,480千円	【効果額】 4,936千円	【効果額】 7,904千円	【効果額】 7,904千円

No	11				
個別項目	公共施設使用料の見直し			担当課	財政課
実施概要	原則として4年周期で公共施設使用料の検証、必要な見直しを行う。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			▽次回の見直しに向けて課題を整理	▽公共施設使用料改定に向けた庁内検証	▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	受益者負担の適正化を図るとともに、公共施設の維持管理に必要な財源確保に寄与する。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	歳入の確保
	中分類	受益者負担の適正化

No	12				
個別項目	事務手数料の見直し（住民票・印鑑証明・課税証明等）			担当課	企画調整課・関係各課
実施概要	原則として4年周期で事務手数料の検証、必要な見直しを行う。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		▽事務手数料の改定に向けた庁内検証	▽次回の見直しに向けて課題を整理	▽継続	▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	サービスの供給に対する適正な受益者負担を求めることにより、業務コストにかかる財源確保に寄与する。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					

No	13				
個別項目	給食費に係る保護者負担の見直し			担当課	子育て支援課・障害福祉課
実施概要	食料品価格等の物価高騰に伴い、公立保育園及び児童発達支援センターわかさ学園における給食費に係る保護者負担の必要な見直しの検討を行う。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			▽公立保育園の給食費に係る保護者負担の見直しの検討 ▽児童発達支援センターわかさ学園の給食費に係る保護者負担の見直しの検討	▽国の基準に沿った見直し ▽見直しの実施	▽国の基準に沿った見直し
効果	受益者負担の適正化を図り、安定した給食提供を行う。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	歳入の確保
	中分類	受益者負担の適正化

No	14 新				
個別項目	都市公園使用料等の見直し			担当課	環境政策課
実施概要	東久留米市都市公園条例における使用料等の見直しを行う。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
				▽調査・研究	▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	受益者負担の適正化と歳入の確保を図る。				
☒ 予算					
☐ 生産性向上					
☐ 利便性向上					
☐ 地域活性					

No	15 新				
個別項目	市民農園耕作料の見直し			担当課	産業政策課
実施概要	市民農園の耕作料の見直しを行う。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
				▽耕作料の見直しの検討	▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	受益者負担の適正化と歳入の確保を図る。				
☒ 予算					
☐ 生産性向上					
☐ 利便性向上					
☐ 地域活性					

1. 市政運営の方向性

体系分類		大分類	歳入の確保			
		中分類	その他自主財源の創出			

No	16				
個別項目	有料広告等の充実			担当課	行政経営課・秘書 広報課・管財課・ ごみ対策課・管理 課・生涯学習課・ 関係各課
実施概要	財源確保策の一助として、有料広告等の掲載を充実させる。				
スケジュール	令和4年度 ▽広告収入の確保・増加の取組み	令和5年度 ▽継続	令和6年度 ▽拡充・検討	令和7年度 ▽継続	令和8年度 ▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	広告収入等の確保を図ることにより、自主財源の増加に寄与する。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☐ 利便性向上					
☐ 地域活性					
	【効果額】 8,641千円	【効果額】 7,983千円	【効果額】 7,853千円	【効果額】 8,641千円	【効果額】 8,641千円

No	17				
個別項目	ふるさと納税の推進			担当課	管財課・産業政策 課・行政経営課
実施概要	民間ポータルサイトを活用し広く市の情報発信を行い、併せて返礼品の充実に努めることで、ふるさと納税制度を活用した寄附金の増額を図る。また、ポータルサイトを活用した自治体クラウドファンディングについて調査・研究していく。				
スケジュール	令和4年度 ▽民間ポータルサイトでの寄附の受付	令和5年度 ▽継続	令和6年度 ▽継続	令和7年度 ▽継続	令和8年度 ▽継続
	▽返礼品の充実の取組み	▽継続	▽継続	▽継続	▽継続
	▽ポータルサイト事業者の検証	▽ポータルサイトの追加	▽ポータルサイト事業者の検証	▽継続	▽継続
	▽自治体クラウドファンディングに関する他市事例の調査	▽継続	▽継続	▽継続	▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	ポータルサイトの利用により寄附しやすい環境を整備することで、寄附金による歳入増加と市内産業の活性化に寄与する。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☐ 利便性向上					
☒ 地域活性					
	【効果額】 84,200千円	【効果額】 146,826千円	【効果額】 190,705千円	【効果額】 186,000千円	【効果額】 186,000千円

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	歳出の効率性・有効性の向上			
	中分類	特別会計及び下水道事業会計繰出金の抑制			
No	18				
個別項目	国民健康保険特別会計の健全化			担当課	保険年金課
実施概要	国民皆保険を堅持し医療制度を将来にわたり持続可能なものにしていくため、医療費適正化の取り組みを行っていく。国民健康保険制度改正に適切に対応することにより、国民健康保険事業に必要な経費に対する、国民健康保険税課税総額や事業状況に応じた国・都からの交付金等の確保に取り組む。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽特定健診等の実施	▽継続	▽継続	▽継続	▽継続
	▽データヘルス計画に基づく保健事業の実施	▽継続、改定準備	▽改定、新たな計画に基づく保健事業の実施	▽継続	▽継続
	▽レセプト点検の充実	▽継続	▽継続	▽継続	▽継続
	▽柔道整復等二次点検の実施	▽継続	▽継続	▽継続	▽継続
	▽国・都等からの交付金等の確保のための取り組み	▽継続	▽継続	▽継続	▽継続
効果	被保険者保険税負担増加率の抑制を図るとともに、医療費増加率の抑制及び一般会計からの繰入金（赤字補てん分）の抑制に寄与する。				
☒ 予算					
☐ 生産性向上					
☐ 利便性向上					
☐ 地域活性					

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	歳出の効率性・有効性の向上
	中分類	特別会計及び下水道事業会計繰出金の抑制

No	19				
個別項目	健康増進・サポート事業の実施			担当課	保険年金課・健康課
実施概要	国民健康保険の18歳から74歳までの被保険者の方を対象に、ICTを活用した健康情報提供サービスとして、アプリを活用し、おススメの健康ニュースを配信するなど、健康情報を提供したり、各種健診等の受診、健康管理等に応じて付与されるポイントを商品等と交換することで、健康行動を促す取組を行う。 健康づくりの取組みを気軽に行うきっかけづくりとした「東くるめわくわく元気plus+」及びその後の取組として「デジタルマップ等アプリ(健康づくり応援アプリ『るめナビ』)」等の健康増進施策を実施し、健康に係る情報提供のほか、健康管理やウォーキング等に応じてポイントの付与を行い、特典の抽選に応募できるようにすることで、健康行動を促す取組を行う。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽健康情報提供サービスの実施 ▽「東くるめわくわく元気plus+」の実施	▽継続 ▽継続	▽継続 ▽終了（デジタルマップ等アプリへの置き換え） ▽デジタルマップ等アプリの導入 ▽市健康増進計画（第3次）に向けた検討・策定	▽継続 ▽継続 ▽市健康増進計画（第3次）の7つの生活習慣に関する取組み	▽継続 ▽継続 ▽継続
効果	国民健康保険被保険者個人の健康づくりに向けた健康努力や、健康づくりの取組を気軽に行うきっかけづくりによって市民の意識醸成を促し健康寿命の延伸につなげることで、健康増進及び医療費抑制に寄与する。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☒ 地域活性					

No	20				
個別項目	下水道使用料水準の検証			担当課	施設建設課
実施概要	自立的な下水道施設の維持管理・運営を図るため、適正な下水道使用料水準の検証を行う。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽未接続世帯の解消に向けた取組み	▽継続	▽継続 ▽下水道使用料水準の検証	▽継続 ▽経営戦略の中間見直し	▽継続 ▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	一般会計からの繰入金に依存しない自立的な下水道経営を目指すとともに、未接続世帯の解消による下水道使用料の増加に努めることで、河川環境の改善や公衆衛生の向上にも寄与する。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	公有財産の適正な管理と有効活用			
	中分類	一			

No	21				
個別項目	公有財産の有効活用			担当課	管財課・企画調整課
実施概要	<普通財産の貸付け、売払い等>				
	利活用していく計画のない普通財産については、貸付け及び売払い等して有効活用を図る。				
	<フィルム・コミッション>				
	下里小学校跡地について、公共施設の適正配置の検討の方向性を見出すまでの間、ロケ地として活用することで公有財産の有効活用を図る。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	<普通財産の貸付け、売払い等>				
	▽普通財産の貸付け・売払い等の実施	▽継続	▽継続	▽継続	▽継続
	▽いずみ幼稚園跡地の活用に向けた検討	▽継続	▽継続	▽継続	▽前年度の経過を踏まえた対応
	<フィルム・コミッション>				
	▽下里小学校跡地のロケ地活用	▽継続	▽継続	▽継続	▽跡地活用の検討状況に応じて継続
効果	<普通財産の貸付け、売払い等>				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☒ 地域活性	普通財産の貸付け、売払いなどにより歳入の増加に寄与する。				
	<フィルム・コミッション>				
	下里小学校の跡地をロケ地として活用することで、収益の確保が見込めるとともに、シティセールスに繋がる効果も期待できる。				
	【効果額】 407千円	【効果額】 1,275千円	【効果額】 2,878千円	【効果額】 2,111千円	【効果額】 2,111千円

No	22				
個別項目	第八小学校跡地の売却			担当課	環境政策課
実施概要	第八小学校跡地のうち、東京都との無償貸付契約を行っている部分（7663.36㎡）について、買収を求める。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽売却に向けた東京都との協議、調整	▽継続	▽継続	▽継続	▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	直接的に自主財源の確保ができ、基金に積み立てることにより、今後の社会資本の整備に向けた財源とすることができる。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	公有財産の適正な管理と有効活用				
	中分類	—				
No	23					
個別項目	公共施設マネジメントの推進				担当課	行政経営課・施設建設課・関係各課
実施概要	「東久留米市公共施設等総合管理計画」の考えのもと、「適正な維持保全」と「未来志向によるあり方検討」の両輪で公共施設マネジメントを推進する。「東久留米市施設保全計画」を踏まえた既存施設の維持保全を実施しつつ、「未来志向の公共施設の考え方」に基づき、既存施設の集約化・複合化等のハード面のスリム化や、サービス提供主体の転換、施設の多機能化等のソフト面の効率化を図り、市のこれからの50年間を見据えて新たな付加価値を加えた未来志向の公共施設マネジメントを進めていく。					
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	＜「未来志向の公共施設の考え方」＞					
	▽未来志向の公共施設マネジメントの推進についての庁内議論開始	▽「未来志向の公共施設の考え方」のとりまとめ ▽「未来志向の公共施設の考え方」を踏まえた「改修等スケジュール表」の作成	▽施設の現状等に応じた随時見直しの検討 ▽検討経過を踏まえたスケジュール表への反映等の対応	▽継続 ▽継続	▽継続 ▽継続	
	＜ハード面のスリム化の検討＞					
		▽優先的に検討すべき施設の「今後の方向性」の検討を開始	▽公共施設の喫緊の課題を整理し、検討を開始 ▽公共施設に係る各種基礎情報の総合的な整理・分析を行う「公共施設のスリム化に向けた基礎調査」を開始、基礎調査中間報告書を取りまとめ	▽継続 ▽基礎情報分析結果報告書を取りまとめ、工事スケジュール案を作成	▽「（仮称）公共施設のスリム化に向けた基本構想（素案）」を取りまとめ	
	＜ソフト面の効率化の検討＞					
		▽公共施設の包括管理委託の導入に向けた検討	▽継続	▽市内事業者への説明会を実施	▽前年度の経過を踏まえた対応	
	効果	令和5年度からの今後30年間で必要となる既存施設の将来更新費用が759.9億円と試算される中、将来にわたって持続可能な市政運営を行っていくための、公共施設の効率的な管理運営や適正な維持管理に寄与する。また、公共施設に新たな付加価値を加えることで都市としての魅力向上につながる。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☒ 地域活性						

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	公有財産の適正な管理と有効活用
	中分類	—

No	24				
個別項目	しんかわ保育園の跡地活用			担当課	行政経営課・関係各課
実施概要	令和5年度末をもって閉園した「しんかわ保育園」について、施設の老朽化の状況等も踏まえ、未来志向の公共施設マネジメントの視点から跡地活用を検討していく。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			▽しんかわ保育園閉園に伴う整理作業 ▽しんかわ保育園の跡地活用に向けた庁内検討	▽公共施設マネジメントでの検討を踏まえた対応 ▽庁内検討を継続、民間企業等へのサウンディング型市場調査を実施	▽前年度の経過を踏まえた対応 ▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	他の行政サービスでの利用による市民の利便性向上や、民間企業等への貸付けによる財源確保などを検討し、未来志向の公共施設マネジメントの視点を踏まえた取組みにより、公有財産の有効活用に寄与する。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☐ 地域活性					

No	25				
個別項目	太陽光発電設備の第三者所有モデル導入の推進			担当課	行政経営課・施設所管課
実施概要	国の「地域脱炭素化ロードマップ」において「2030年までに設置可能な公共施設等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す」となされているなか、市では、公共施設における脱炭素化・再生可能エネルギーの有効活用が新たな価値の一つであると考え、環境省からの「令和4年度太陽光発電設備等設置に係る第三者所有モデル活用促進支援事業」におけるモデル自治体として参画した。導入可能性調査の結果を基に、太陽光発電設備の第三者所有モデル、いわゆるPPAモデル等の導入を検討している。導入にあたっては施設所管課による検討のほか、市施設全体の状況を勘案した公共施設マネジメントの視点も踏まえ、導入ポテンシャルが高いと考えられるスポーツセンターについて検討を行う。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽導入可能性調査	▽スポーツセンターにおけるPPAモデル導入の検討・事業者選定	▽導入に向けた詳細調査・設計	▽工事実施、設備稼働開始	▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	太陽光発電設備の第三者所有モデルでは、初期費用及びメンテナンスが不要であり、設備設計も民間提案とすることが可能であるため、費用負担の平準化、CO2排出量削減及び事務量の削減に寄与する。併せて、蓄電池を設置することで効率的な電力消費を行い、省エネルギー効果をより高めることができるほか、停電時の非常用電源としての活用も期待できる。				
☒ 予算 ☒ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	公有財産の適正な管理と有効活用
	中分類	—

No	26				
個別項目	照明器具LED化と一体的な公共施設の省エネルギー改修			担当課	行政経営課・施設所管課
実施概要	公共施設の照明器具にも多く使用されている蛍光灯の製造及び輸入が2027年末までに段階的に廃止されることを受け、国より計画的なLED照明器具への改修が求められていることや、市内公共施設においては空調機等の消費電力の大きい大型設備の老朽化が進んでいる現状を踏まえ、LED化と老朽化した設備の更新を一体的に「市内公共施設の省エネルギー改修」と捉え、民間のノウハウを活用しながら公共施設の省エネルギー化に係る全体最適を図る。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			▽現状調査、事業範囲・手法の検討等	▽事業化に向けた検討	▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	公共施設の省エネルギー化が図られることで経常的な維持管理経費を削減でき、長期的には費用削減につながる。 本事業については官民連携手法での実施を検討することで、短期間に一気に工事を進めることができるだけでなく、増加傾向にある必要性が高い他の改修工事にマンパワーを振り分けることができ、公共施設の適正な管理をより一層推進することができる。				
☒ 予算 ☒ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					

No	27				
個別項目	市庁舎における非常用電源の整備と効率的なエネルギー利用			担当課	管財課
実施概要	再生可能エネルギーを活用した非常用電源を整備することで、災害時における72時間の電力確保と、平時の効率的なエネルギー利用を行う。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽市庁舎への非常用電源設備の設置	▽市庁舎への非常用電源設備の設置 ▽太陽光発電と蓄電池などの活用による効率的なエネルギー利用	▽運用・保守 ▽継続	▽継続 ▽継続	▽継続 ▽継続
効果	非常用電源を整備し災害に備えると同時に、平時には太陽光発電及びピークカット等を実施することで効率的にエネルギーを利用し、CO2排出量と電気料金の削減に寄与する。				
☒ 予算 ☒ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	公有財産の適正な管理と有効活用
	中分類	—

No	28				
個別項目	地方公会計制度への対応			担当課	財政課・関係各課
実施概要	公共施設のセグメント分析に向けた仕組みづくりを進めていく。				
スケジュール	令和4年度 ▽施設別複式仕訳を試行的に行い、課題を整理	令和5年度 ▽施設別複式仕訳の統一的基準を整理	令和6年度 ▽施設別複式仕訳を行う	令和7年度 ▽継続	令和8年度 ▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	公共施設のフロー・ストック情報を把握することにより、公有財産の適正な管理と有効活用に寄与する。				
☒ 予算					
☐ 生産性向上					
☐ 利便性向上					
☐ 地域活性					

No	29				
個別項目	認定外道路の市道認定化			担当課	管理課
実施概要	市道路線の認定等は、現在、昭和54年度制定の「東久留米市道路線の認定、廃止、変更ならびに道路の区域変更に関する取扱規程」を運用しているが、当該規程では、市道路線認定の対象が起点及び終点の両方が公道に連絡する道路のみに限定している等、現状、多くの道路法の適用外である公道（認定外道路）が存在している。そこで当該規程の改定を行い、認定外道路の多くについて市道認定を行う。				
スケジュール	令和4年度 ▽調査・検討	令和5年度 ▽継続	令和6年度 ▽継続	令和7年度 ▽継続	令和8年度 ▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	認定外道路を市道として認定することにより、普通交付税の基準財政需要額の対象となるため普通交付税の増額が見込まれる。				
☒ 予算					
☐ 生産性向上					
☐ 利便性向上					
☐ 地域活性					

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	公民連携の推進
	中分類	民間活力の導入

No	30				
個別項目	小学校給食調理業務委託の推進による調理体制の整備			担当課	学務課
実施概要	小学校給食調理業務の委託を推進し、児童に安全・安心な給食を継続的に提供していくための体制整備を行う。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽本村小・第一小委託開始	▽調理体制の継続	▽継続	▽継続	▽継続
	▽小山小組み替え開始（小山小（調理校）・第三小（受取校））				
	▽上記委託体制の検証				
効果	調理業務委託により調理体制の弾力化を行いアレルギー対応や食中毒対応の強化、職員のノロウイルス感染症等罹患時の業務体制の維持等、将来にわたる安定的な調理体制の確立を図ることで、児童に安全・安心な給食を継続的に提供していくための体制整備に寄与する。				
☐ 予算 ☒ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					

No	31				
個別項目	保育園への民間活力の導入			担当課	子育て支援課
実施概要	公設公営保育園への民間活力の導入を推進し、民間から供給される保育サービスへの転換を図る。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽しんかわ保育園の民間化（0～3歳児募集停止）	▽しんかわ保育園の民間化（0～4歳児募集停止）。5年度末をもって閉園			
		▽ちゅうおう保育園の公私連携型保育所への移行について保護者へ周知			▽ちゅうおう保育園の公私連携型保育所への移行のための公募型プロポーザル方式による事業者選定・決定
	▽「保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」の改訂	▽「保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」の改訂	▽「保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」の改訂	▽「保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」を踏まえた対応	▽継続
効果	民間のノウハウを活かした保育サービスの拡充、保育園の施設や運営にかかる経費の縮減等が期待できる。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☐ 地域活性					

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	公民連携の推進			
	中分類	民間活力の導入			
No	32				
個別項目	学童保育所の安定的な事業運営			担当課	児童青少年課
実施概要	学童保育所の安定的な事業の継続と民間によるノウハウを活かして育成内容の充実を図ることなどについて、民間活力の導入の検討を行う。なお、令和4年4月から市内全ての学童保育所において、利用者から一定のニーズがある延長育成を実施する。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽前沢第一・第二学童保育所、柳窪第一・第二学童保育所及び本村学童保育所における民間活力の導入 ▽「市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画」の改訂	▽「市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画」を踏まえた対応	▽中央第一・第二学童保育所及び神宝学童保育所における民間活力の導入 ▽「市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画」の改訂	▽「市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画」を踏まえた対応	▽滝山第一・第二学童保育所及び南町学童保育所における民間活力の導入 ▽継続
効果	安定的な学童保育事業の継続に寄与する。また、延長育成を実施することにより、保護者の利便性を向上できる。				
☐ 予算 ☐ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☐ 地域活性					
No	33				
個別項目	学校用務の段階的アウトソーシング化			担当課	教育総務課
実施概要	今後も学校環境を維持し、安定した学校運営ができるように用務業務と小規模修繕を一体化して委託していく。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽一部実施（19校中9校） ▽実施校に対してヒアリングによる状況確認	▽継続 ▽実施状況の検証及び改善	▽拡大実施（19校中14校） ▽継続	▽全校実施 ▽継続	▽継続
効果	業務委託により学校における用務業務の実施体制が安定して確保され、学校環境の衛生面、安全面を維持していくことに寄与する。				
☐ 予算 ☒ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					

1. 市政運営の方向性

体系分類		大分類	公民連携の推進			
		中分類	民間活力の導入			
No	34					
個別項目	道路、下水道等公共インフラの維持管理への民間活力の導入				担当課	管理課・施設建設課
実施概要	公共インフラの老朽化が進展する中、限られた人員・予算で膨大なインフラを適切に維持管理するため、持続可能なインフラメンテナンスの実現に向け、事業者の創意工夫やノウハウ等の活用により、効率的・効果的な維持管理を推進する。					
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		▽導入事例の調査	▽民間委託できる業務内容・範囲の検討	▽多分野の施設と一体となった民間活力導入の検討 ▽ウォーターP P導入可能性の調査	▽前年度の経過を踏まえた対応 ▽前年度の経過を踏まえた対応	
効果	維持管理の事業手法において、民間活力を導入することにより、公共インフラを利用する市民の安全・安心や利便性の向上に寄与するとともに、限られた人員での効率的・効果的な維持管理が期待できる。					
☐ 予算 ☒ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☐ 地域活性						

No	35					
個別項目	市民課窓口業務の一部民間委託の推進				担当課	市民課
実施概要	民間事業者の一部委託している市民課窓口業務を拡大し、安定した市民サービスの提供及び業務の効率化を図る。					
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
			▽民間委託拡大に向けた調査・検討	▽民間委託の拡大 ▽民間委託体制の検証	▽前年度の経過を踏まえた対応	
効果	民間委託の拡大により、安定した窓口業務の提供体制を確保するとともに、多様な市民ニーズへの対応や業務の効率化を図ることができる。					
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☐ 地域活性						

1. 市政運営の方向性

体系分類		大分類	公民連携の推進		
		中分類	民間活力の導入		
区分	36 新				
個別項目	通学路防犯カメラの保守・更新・増設における民間活力の導入			担当課	学務課
実施概要	民間企業による社会貢献活動の一環として、民間企業が公共施設等に設置した自動販売機の収益の一部を通学路防犯カメラ機器の保守・更新・増設の費用に充てる。				
スケジュール	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
			▽通学路防犯カメラ機器の保守・更新・増設における民間企業との協働	▽継続	▽継続
効果	民間企業との協働によって、通学路防犯カメラの保守・更新・増設を行うことで、より多くの地点で安定的な稼働が行える、これにより通学時等における児童生徒の安全性向上と犯罪被害の未然防止に寄与する。また、通学路防犯カメラの保守・更新・増設に要する一部財源の縮減効果が期待できる。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性			【効果額】 901千円	【効果額】 901千円	【効果額】 901千円

1. 市政運営の方向性

体系分類		大分類	公民連携の推進		
		中分類	新たな事業手法の導入		
No	37				
個別項目	自転車等駐車場整備・運営及び放置自転車等対応事業		担当課	管理課	
実施概要	東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画に基づく恒久的な自転車等駐車場の確保に向け、P F I 等手法（D B O方式）による都市計画自転車駐車場整備及び既存自転車等駐車場を含めた自転車等駐車場の運営を実施する。また、当該整備運営と合わせ、放置自転車の撤去等を行う放置自転車等対応業務を包括的に実施する。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽都市計画自転車駐車場設計（西口第1・西口第2）	▽都市計画自転車駐車場設計（西口第2）			
	▽都市計画自転車駐車場建設（西口第1）	▽都市計画自転車駐車場建設（西口第1・西口第2）			
		▽都市計画自転車駐車場運営開始（西口第1）	▽都市計画自転車駐車場運営開始（西口第2）	▽都市計画自転車駐車場及び既存自転車等駐車場運営	▽継続
	▽既存自転車等駐車場の運営	▽継続	▽継続		
	▽臨時自転車駐車場の運営	▽臨時自転車駐車場の運営終了			
	▽放置自転車等対応	▽継続	▽継続	▽継続	▽継続
	▽駅東側整備検討	▽継続	▽継続	▽継続	▽継続
効果	恒久的な自転車等駐車場の確保により、駅周辺道路等の環境改善に資する。また、P F I 等手法（D B O方式）の導入により、施設利用者の利便性向上に寄与するとともに、当該事業に係る財政負担額を軽減できる。				
☒ 予算					
☐ 生産性向上					
☒ 利便性向上					
☐ 地域活性					
	【効果額】 42,408千円	【効果額】 42,408千円	【効果額】 4,062千円	【効果額】 4,062千円	【効果額】 4,062千円

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	公民連携の推進
	中分類	新たな事業手法の導入

No	38				
個別項目	公民連携の推進			担当課	企画調整課・関係各課
実施概要	<企業との協働による行政課題への対応>				
	市と民間事業者が連携して、それぞれの強みや創意工夫を活かした事業実施への取組みを推進する。				
	<産・官・学の連携による地域活性化等の推進>				
	産・官・学のそれぞれの強みや特性を活かし包括的に連携することにより、地域の活性化、市民サービスの向上等を図っていく。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	<企業との協働による行政課題への対応>				
	▽民間事業者と連携した事業実施の推進	▽継続	▽継続	▽継続	▽継続
	<産・官・学の連携による地域活性化等の推進>				
	▽産・官・学の連携による施策の推進	▽継続	▽継続	▽継続	▽継続
効果	<企業との協働による行政課題への対応>				
☐ 予算 ☐ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☒ 地域活性	行政と民間が連携した事業展開をしていくことで、最適な公共サービスの提供と市民サービスの向上が期待できる。				
	<産・官・学の連携による地域活性化等の推進>				
	産・官・学が包括的に連携して事業を実施することにより、それぞれの強みを活かした事業運営が可能となり、地域のより一層の活性化や市民サービスの向上に寄与する。				

No	39				
個別項目	ごみ発電余剰電力を活用した電力地産地消事業			担当課	ごみ対策課
実施概要	柳泉園クリーンポートのごみ発電により創られた電力のうち余剰となる分を、小売電気事業者を介して試行的に市本庁舎、わくわく健康プラザ、小中学校、図書館及び下谷ポンプ場で受給し活用するもの。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽柳泉園組合及び組合構成3市による事業実施に向けた協議	▽公募型プロポーザルによる小売電気事業者の選定			
		▽電力地産地消事業の開始	▽継続・事業効果の検証	▽継続	▽継続
効果	柳泉園クリーンポートのごみ発電により創られる二酸化炭素排出量がゼロと見なされる電力を活用することで、地域の脱炭素化、エネルギーの地産地消及び電力受給の安定化といった効果が得られる。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					
		C02削減：約1,211t	C02削減：約2,273t		

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	公民連携の推進			
	中分類	新たな事業手法の導入			
No	40				
個別項目	公園ストックマネジメントの検討			担当課	環境政策課
実施概要	P-PFIや指定管理者制度などの民間資金・民間活力の導入、市民参加による公園づくりなど、魅力的且つ効率的な公園づくりとその運営に向けた検討を行う。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		▽都市公園ストックマネジメント検討支援業務委託の実施	▽都市公園ストックマネジメントあり方検討報告書のとりまとめ	▽都市公園ストックマネジメントあり方検討報告書に沿った検討	▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	魅力的な公園になることで、市民満足度が向上するとともに、民間資金・民間活力の導入が進み、維持管理経費の抑制に寄与する。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☒ 地域活性					

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	その他
	中分類	—

No	41				
個別項目	慶祝事業の見直し			担当課	福祉総務課
実施概要	日本人の平均寿命は世界でもトップクラスであり、健康寿命もまた延伸してきている。人生100年時代と言われる中、他団体の状況も勘案し、本事業の年齢要件をその特別な節目である「100歳到達者」及び「市内最高齢者」へと見直しを行う。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			▽年齢要件の見直し		
効果	100歳という特別な節目にその長寿を祝うことで、高齢者への敬意・祝意を表するとともに、要件の見直しにより、効果的に事業を実施していくことができる。				
☒ 予算 ☒ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					
			【効果額】 3,940千円	【効果額】 3,940千円	【効果額】 3,940千円

No	42				
個別項目	地区センターにおける浴室事業の見直し			担当課	福祉総務課
実施概要	地区センターにおける浴室事業は、従前より利用者の高齢化も進んでいたことなどにより、利用者の体調変動や転倒による事故が発生していたことや、衛生上の課題も生じていたこと、また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年より休止していることから、令和6年度より廃止する。なお、廃止後の浴室利用については、今後の施設改修の際に検討していく。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			▽浴室営業の廃止		
効果	地区センターにおける利用者の安全性向上を図ることができる。また、浴室の保守管理や点検等を行う必要がなくなることから、効率的な施設運営が可能となる。				
☒ 予算 ☒ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					
			【効果額】 2,568千円	【効果額】 2,568千円	【効果額】 2,568千円

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	その他
	中分類	—

No	43				
個別項目	平和事業の見直し			担当課	総務課
実施概要	平和の千羽鶴事業の主たる目的を、市民による平和の祈りを込めた千羽鶴の製作と平和意識啓蒙等のため市内における展示へと見直すとともに、令和7年度より、新たにWebを活用した平和事業として、戦争の記憶の記録を市ホームページに公開する。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		▽既存事業の改善点の取りまとめ、対応策検討 ▽新たな平和事業の検討	▽折り鶴の市内展示の後、希望者分のみ広島・長崎へ献納する ▽新たな平和事業の検討	▽継続 ▽新たな平和事業の実施	▽折り鶴は市内で展示する ▽新たな平和事業の継続
効果	終戦から80年を迎えるにあたり、既存の平和事業を見直すとともに、場所や期間の制約を受けることなく、平和の尊さや大切さの啓発に資することができる新たな平和事業へ切り替えることで、平和事業の有効性を向上させる。				
☐ 予算 ☒ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					

No	44				
個別項目	地域間交流事業の見直し			担当課	生活文化課
実施概要	環境変化の影響を踏まえ、地域間交流事業の見直しに向けて高崎市榛名支所と検討する。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		▽地域間交流事業の見直しに向けての榛名支所との検討・協議	▽地域間交流事業の一部見直しと、新規事業の協議・開始	▽継続	▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	地域間交流事業の見直しにより、より効果的な交流や地域力の向上が期待できる。				
☐ 予算 ☐ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☒ 地域活性					

No	45				
個別項目	保存樹木等保護支援事業の効率化			担当課	環境政策課
実施概要	規定に基づく書類や添付写真などの煩雑な提出書類や申請方法等の簡素化を図る。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		▽事務の簡素化に向けた検討	▽提出書類や申請方法等の簡素化の実施	▽継続	▽継続
効果	利用者の利便性向上に加え、事務の効率化を図る。				
☐ 予算 ☒ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☐ 地域活性					

1. 市政運営の方向性

体系分類	大分類	その他
	中分類	—

No	46				
個別項目	生ごみ減量化処理機器購入費助成事業の見直し			担当課	ごみ対策課
実施概要	「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素化に向けた取り組みを進める必要があること、また、食品ロス対策にとって重要な「発生させない」といった考え方に重点をおいた事業とするため、助成の対象を非電動式の生ごみ減量化処理機器のみとする見直しを行う。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		▽助成対象要件見直しの検討	▽助成対象要件見直しの周知・実施	▽継続	▽継続
効果	非電動式の生ごみ減量化処理機器のみを助成の対象とすることで、電力の使用を抑制し、脱炭素化に資することができる。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性					
			【効果額】 337千円	【効果額】 337千円	【効果額】 337千円

No	47					
個別項目	貸付条例及び貸付基金条例の廃止			担当課	介護福祉課・保険年金課	
実施概要	「東久留米市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例」「東久留米市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例」の2条例について、新規の申請が見られず、代替サービスもあることから、条例の廃止を検討する。また、合わせて同貸付に係る貸付基金条例を廃止する。					
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		▽廃止に向けた検討及び廃止条例の提案	▽条例の廃止及び一般会計への基金残高繰入 ▽債権管理及び不納欠損処理			
効果						
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☐ 地域活性	事務負担の軽減および基金残高の繰入による財源の確保が見込まれる。					
			【効果額】 7,449千円			

1. 市政運営の方向性

体系分類		大分類		その他		
		中分類		—		
No	48 新					
個別項目	市民アンケート調査実施方式の見直し			担当課	行政経営課	
実施概要	毎年実施している市民アンケート調査について、デジタルデバイド対策を勘案のうえ、これまでの「インターネットまたは郵送回答」の方式から「原則インターネット回答」の方式へと見直しを行う。					
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
			▽実施方式の見直し検討	▽実施方式の変更・実施	▽継続	
効果						
☒ 予算	郵送の見直し及びとりまとめ作業の効率化を図ることで、郵送費や委託費が節減できる。					
☐ 生産性向上						
☐ 利便性向上						
☐ 地域活性				【効果額】 333千円	【効果額】 333千円	

No	49 新				
個別項目	企業資金融資制度の見直し			担当課	産業政策課
実施概要	事業者選択型経営者保証非提供制度の導入並びに融資制度の審査工程の見直し及び手続きのオンライン化を進めることで、融資制度の充実及び事務の効率化を図る。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
				▽条例改正	▽前年度の経過を踏まえた対応
効果					
☐ 予算	融資申込者（事業者）の利便性の向上、取扱金融機関事務の効率化並びに職員の書類收受及び通知業務の削減につながる。				
☒ 生産性向上					
☒ 利便性向上					
☐ 地域活性					

2. 安定的な自主財源確保のための地域活力の向上

体系分類	大分類	地域経済の安定化や活力等の向上への取組み			
	中分類	—			
No	50				
個別項目	地域経済の安定化や活力の向上等			担当課	産業政策課
実施概要	地元産業の安定化や活力の向上等を図るため、農産物の販路拡大、地元での積極的な消費活動につながるような施策を展開するとともに、農地の貸借の仲介等の農地活用の方策の検討及び農業の6次産業化の支援を行っていく。また、市の活性化に必要な地域資源を活用した観光振興に取り組む。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽農産物の販路・消費拡大に向けた取組み	▽継続	▽継続	▽継続	▽継続
	▽農地の保全と有効活用に向けた農地の貸借における仲介の仕組みづくり（農業振興計画中間見直しに基づく事業の実施）	▽継続	▽継続	▽継続	▽前年度の経過を踏まえた対応
	▽農業の6次産業化の支援	▽継続	▽継続	▽継続	▽前年度の経過を踏まえた対応
	▽地域資源を活用した観光振興に関する取組み	▽継続	▽継続	▽継続	▽前年度の経過を踏まえた対応
	▽地域産業推進協議会による産業振興や市の魅力発信に向けた取組み	▽継続	▽継続	▽継続	▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	市内の農業及び商業の活性化に寄与するとともに、まちの特色を生かした取組みにより、にぎわいと活力の創出が期待できる。				
☐ 予算					
☐ 生産性向上					
☐ 利便性向上					
☒ 地域活性					

2. 安定的な自主財源確保のための地域活力の向上

体系分類	大分類	地域経済の安定化や活力等の向上への取り組み			
	中分類	—			
No	51				
個別項目	デジタル田園都市国家構想総合戦略の推進			担当課	企画調整課
実施概要	国の「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月）に基づき、国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、新しい資本主義の重要な柱として「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を令和4年12月に策定した。これを受け、地方は国が策定した新たな総合戦略に基づき、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂に努めることとされている。 本市においても、「第5次長期総合計画」に掲げるまちの将来像「みんないきいき 活力あふれる湧水のまち 東久留米」を踏まえ、市民がいきいきと暮らすためには、安全・安心に生活できる環境の整備が不可欠であることから、地域の利便性、安全性が向上し、市民の安全性が向上し、市民のウェルビーイング（Well-being）が向上したまちである「あんしんして暮らせるまち」を目指すべく、総合戦略を改訂した。 「あんしんして暮らせるまち」を実現するために、デジタルトランスフォーメーション（DX）、グリーントランスフォーメーション（GX）の推進を基軸にしつつ、市政における3つの重点事項「未来志向の公共施設マネジメント」「人にやさしいデジタル化」「こどもたちへの投資」を取り組みの柱にして、まちづくりを推進する。これにより、利便性、安全性の向上を図り、ウェルビーイング（Well-being）向上へとつなげていくとともに、地域の魅力や活力を向上させて、世代を超えて「住み続けたいまち」へ進化させる。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		▽デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定・推進	▽デジタル田園都市国家構想総合戦略の推進	▽継続	▽継続
効果	国の成長戦略の方針に沿った施策を推進することにより、まちの成長・発展や活性化に資するとともに、国や都の財源措置を活用した事業展開を行い、市の財政負担の抑制化を図る。				
☒ 予算 ☒ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☒ 地域活性					

2. 安定的な自主財源確保のための地域活力の向上

体系分類	大分類	地域経済の安定化や活力等の向上への取組み
	中分類	—

No	52				
個別項目	企業版ふるさと納税の推進			担当課	企画調整課・関係各課
実施概要	企業版ふるさと納税とは、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクト（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）に対する寄附を行った法人に対し、寄附額の最大6割に相当する額の税額控除の特例措置が適用され、寄附に係る損金算入措置による軽減効果（約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割に相当する額が軽減される制度である。 令和5年12月に「東久留米市デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定したことを契機に、「企業版ふるさと納税」の活用を図り、歳入確保に繋げていく。 現時点では令和9年度までの特例措置であるが、今後の税制改正等、国の動向に注視しながら取り組みを進めていく。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			▽地域再生計画策定、認定申請 ▽企業への周知等、企業版ふるさと納税の推進 ▽国が制度継続の場合、計画の更新手続き	▽継続	▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	本市総合戦略の施策や個別戦略に賛同いただいた市外企業からの企業版ふるさと納税により、歳入を確保するとともに、企業に本市の取組みを情報発信することにより、シティセールスにも寄与する。				
☒ 予算 ☐ 生産性向上 ☐ 利便性向上 ☒ 地域活性				【効果額】 1,000千円	

No	53				
個別項目	シェアサイクル事業			担当課	産業政策課
実施概要	地域経済の活性化や観光振興における周遊性向上に資するため、シェアサイクルを導入する。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽事業実施に向けた調査・検討	▽継続	▽試行実施	▽継続	▽前年度を踏まえた対応
効果	シェアサイクルを導入することで、市内の地域資源等に対するアクセス性が向上し、周遊性の向上や滞在時間の増加が図られ、地域経済の活性化に寄与する。 また、市民生活の利便性の向上にも一定寄与する。				
☐ 予算 ☐ 生産性向上 ☒ 利便性向上 ☒ 地域活性					

2. 安定的な自主財源確保のための地域活力の向上

体系分類	大分類	新たな企業等誘導
	中分類	—

No	54				
個別項目	上の原地区における新たな企業等誘導			担当課	企画調整課
実施概要	上の原地区土地利用構想の実現に向けて、上の原地区における国家公務員宿舎跡地（住宅地区B）の将来構想に沿った立地誘導の取組みを進める。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽当該エリアの将来構想の実現に向け、土地所有者、進出希望事業者等との調整	▽継続	▽継続	▽継続	▽前年度の経過を踏まえた対応
効果	上の原地区に企業等を誘導することにより、まちのにぎわいと活力を生み出し、市の活性化に資する。				
☐ 予算					
☐ 生産性向上					
☐ 利便性向上					
☒ 地域活性					

No	55				
個別項目	適切な土地利用の誘導			担当課	都市計画課
実施概要	地域活力の向上に資する用途地域への見直しを検討する。				
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	▽用途地域等一斉見直し原案の作成	▽用途地域等一斉見直し案の作成	▽用途地域等一斉見直しの都市計画決定 ▽都市計画道路沿道などの用途地域の見直し等の検討	▽継続	▽都市計画道路沿道などの用途地域の見直し等の案の検討
効果	用途地域等を見直すことにより、適切な土地利用の誘導や地域活力の向上につながる。				
☐ 予算					
☐ 生産性向上					
☐ 利便性向上					
☒ 地域活性					

別紙1

東久留米市財政健全経営計画（改定版）〔実行プラン〕 DX推進項目

市では、「東久留米市DX推進方針」を令和4年8月に策定後、国の自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画等の改定や、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に伴い、改訂を行いました。本項目は、「東久留米市DX推進方針」を受けた具体的な取組みとして位置付けられています。「東久留米市DX推進方針」の3章「DX推進に向けた取組み」に示された項目毎に分類し、体系的に整理した上で、各取組みを示します。

なお、これらの取り組みは近未来型市役所の実現に寄与するものです。

DX推進に向けた取組み事項一覧

No	取組事項	分類	取組No	取組名	所管課	頁
1	自治体フロント ヤード改革の推進	オンラインとリアルの強 化に係る取組み	1	電子申請に係る運用及び関連例規の整備	行政経営課	51
			2	行政手続のオンライン化・BPR（業務改革）ガイドラインの策定	行政経営課 総務課	51
			3	汎用電子申請システムの導入及び運用	行政経営課	51
			4	LINEを活用したオンライン市役所の導入	行政経営課 秘書広報課 関係各課	51
			5	公金等のキャッシュレス支払い環境の整備(No. 3-1に掲載)	納税課 行政経営課 ごみ対策課 道路計画課 会計課 関係各課	51
			6	マイナポータルを活用した行政手続のオンライン化	関係各課	51
			7	その他の行政手続のオンライン化	関係各課	52
			8	マイナンバーカードを活用した証明書の交付申請(No. 4-3に掲載)	市民課 課税課 納税課	52
			9	書かない窓口の実施	市民課 関係各課	52
			10	連絡所のあり方の見直し	市民課	52
			11	出張申請受付窓口の見直し	ごみ対策課	52
			12	電子請求システムの導入	行政経営課 会計課 管財課 関係各課	52
			13	都伴走型支援による窓口DX	行政経営課 市民課 関係各課	52
			14 新	おくやみ手続きナビの導入	行政経営課 関係各課	53
			15 新	窓口のオンライン事前予約	行政経営課 関係各課	53
			16 新	都市計画情報のデジタル化	都市計画課	53
			17 新	工場・指定作業場台帳のデジタル化	環境政策課	53

No	取組事項	分類	取組No	取組名	所管課	頁
1	自治体フロント ヤード改革の推進	庁内のデジタル環境の整備	18	庁内のネットワーク整備	行政経営課	53
			19	タブレット端末の導入・活用	行政経営課 関係各課	53
			20	オンライン情報共有サービスの導入	行政経営課	53
2	自治体情報システムの標準化・共通化	標準準拠システムの移行に係る取組み	1	標準準拠システムへの移行	行政経営課 関係各課	54
		住民情報系システムの共同利用に係る取組み	2	住民情報系システムの共同利用	行政経営課	54
		維持管理経費の適正化につながる取組み	3	システム経費の適正化に向けた取組み	行政経営課 関係各課	55
3	公金収納におけるeLTAXの活用	公金等のキャッシュレス支払い環境の整備	1	公金等のキャッシュレス支払い環境の整備	納税課 行政経営課 ごみ対策課 道路計画課 会計課 関係各課	56
4	マイナンバーカードの普及促進・利用の推進	マイナンバーカードの普及促進・利用の推進に係る取組み	1	マイナンバーカード交付の円滑化	市民課	57
			2	高齢者のためのマイナンバーカード申請補助	行政経営課	57
			3	マイナンバーカードを活用した証明書の交付申請	市民課 課税課 納税課	57
			4 新	マイナンバーカードを活用した医療費助成事務	障害福祉課 児童青少年課	57
			5	マイナポータルを活用した行政手続のオンライン化(No. 1-6に掲載)	関係各課	57
5	セキュリティ対策の徹底	ガイドラインに沿った取組み	1	情報セキュリティポリシーの改定	行政経営課	58
6	自治体のA I・R P Aの利用推進	A I・R P Aの利用推進に係る取組み	1	R P Aによる業務システム処理の自動化	行政経営課 関係各課	59
			2	R P Aによる財務会計処理の自動化	行政経営課 関係各課	59
			3	A I -O C Rによる紙面情報の電子化	行政経営課 関係各課	59
			4	A I 文字起こしによる会議録作成	行政経営課 関係各課	59
			5 新	自治体生成A Iの活用	行政経営課	59
7	テレワークの推進	テレワークの推進に係る取組み	1	機器の調達等	行政経営課	60
			2	例規等の整備	職員課	60
			3	ワークスペースの確保 (喫煙スペース跡の活用)	管財課	60

No	取組事項	分類	取組 No	取組名	所管課	頁
8	デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化	デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組	1	デジタル田園都市国家構想総合戦略の推進（項目別プラン No. 35に掲載）	企画調整課	61
		地域社会のデジタル化に係る取組	2	スマートフォン教室等（No. 9-1に掲載）	福祉総務課 障害福祉課 関係各課	61
			3	高齢者のためのマイナンバーカード申請補助（No. 4-2に掲載）	行政経営課	61
			4	子育て応援アプリの導入・運用	健康課	61
			5	電子請求システムの導入（No. 1-12に掲載）	行政経営課 会計課 管財課 関係各課	61
			6	LINEを活用したオンライン市役所の導入（No. 1-4に掲載）	行政経営課 秘書広報課 関係各課	61
			7	避難行動要支援者システムの導入	防災防犯課	61
			8	AIを活用した交通システムの導入・運用	道路計画課	61
			9	デジタルマップ等アプリの導入	健康課	62
			10 新	学校教育環境のDX化	教育総務課 指導室	62
9	デジタルデバйд対策	デジタルデバйд対策に係る取組	1	スマートフォン教室等	福祉総務課 障害福祉課 関係各課	63
			2 新	無人オンラインスマホ相談ブースの設置	行政経営課	63
			3	高齢者のためのマイナンバーカード申請補助（No. 4-2に掲載）	行政経営課	63
			4	書かない窓口の実施（No. 1-9に掲載）	市民課 関係各課	63
10	デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し	条例・規則等におけるアナログ規制の点検・見直し	1	電子申請に係る運用及び関連例規の整備（No. 1-1に掲載）	行政経営課 総務課	64
			2	行政手続のオンライン化・BPR（業務改革）ガイドラインの策定（No. 1-2に掲載）	行政経営課	64
		書面・押印・対面の行政手続の見直し	3	ペーパーレス化の推進	関係各課	64
			4	押印廃止の推進	行政経営課 総務課 関係各課	64
			5	対面の見直しの推進	行政経営課 総務課 関係各課	64

No	取組事項	分類	取組No	取組名	所管課	頁
11	B P Rの取組の徹底	公金業務の見直し	1	支払事務の見直し	会計課	65
			2	財務会計システムへの電子決裁の導入	財政課 会計課 管財課 行政経営課	65
			3	学校徴収金システムの導入	教育総務課 学務課	65
			4	自動音声電話催告システムの導入	納税課	65
		庁内業務の見直し	5	G I S（地理情報システム）の導入・活用による事務の効率化の推進	都市計画課 関係各課	66
			6	人事給与業務におけるB P Rの実施	職員課	66
			7	給与明細配信サービスの導入	職員課	66
			8 新	勤怠関係事務のデジタル化による事務の効率化	職員課	66
			9	学校業務におけるB P Rの実施	教育総務課 学務課	66
			10 新	企業資金融資事務のB P R	産業政策課	66
			11	高速インクジェットプリンタの利用促進	行政経営課 関係各課	66
			12	封入・封かん機の利用促進	行政経営課 関係各課	66
		都と連携した取組み	13	行政手続等デジタル化推進事業	介護福祉課 行政経営課 関係各課	67
			14	東京都・GovTech東京との協働	行政経営課 関係各課	67
12	オープンデータの推進・官民データ活用の推進	オープンデータのプラットフォーム整備に係る取組み	1	オープンデータのプラットフォーム整備	行政経営課	68
		オープンデータの推進に係る取組み	2	統計庶務事務	総務課	68
			3	東京都オープンデータカタログサイトでのデータ公開	行政経営課 関係各課	68

※取組Noに「新」と記載のある項目は、令和7年8月改訂において新たに追加された項目です。

1. 自治体フロントヤード改革の推進

実施概要	行政手続のオンライン化だけでなく、「書かないワンストップ窓口」をはじめとする取り組みにより、「市民と市の接点強化」を進めていくとともに、対面で手続等を行う場合であっても、紙による処理ではなく、データによる対応を進めるなど、市民の利便性向上と業務効率化（BPR）の双方の実現が求められている。また、これらと並行して、窓口や庁舎空間の再整備を行い、市役所が単なる手続きの場所から新たな場所へと変貌することが期待される（自治体DX推進計画）。オンラインとリアル（窓口）の強化（行かない、書かない、待たない市役所）と庁内のデジタル環境の整備を推進することで、市民の利便性向上と業務効率化（BPR）を図る。
効果	市（組織）のパフォーマンスを向上させ、サービス向上、質を高めた相談対応、企画立案、政策課題の解決等へ人的資源をシフトすることにより、持続可能な行政サービスの提供体制の確保を図ることができる。

オンラインとリアルの強化に係る取組み								
No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	電子申請に係る運用及び関連例規の整備	行政経営課 総務課	庁内における行政手続のオンライン化の運用整理及び関連例規の整備を行う。	運用・関係例規の整備				
				運用整理・ 関連例規整備				
				デジタル手続条例				
					条例改正	運用		
2	行政手続のオンライン化・BPR（業務改革）ガイドラインの策定	行政経営課	各部署が同じ考え方・手順のもと、効果的かつ効率的に実施できるよう、その手順や考え方を定めた庁内向けのガイドラインを策定する。	策定	活用			
3	汎用電子申請システムの導入及び運用	行政経営課	LoGoフォーム、kintone等汎用電子申請システムの導入及び運用を行う。	LoGoフォーム				
				運用				
				kintone				
				導入	運用			
4	LINEを活用したオンライン市役所の導入	行政経営課 秘書広報課 関係各課	市民の利便性向上を図るため、既存の汎用電子申請システムを活用しながら、オンライン手続の窓口や情報発信をLINEで実施する。また、導入にあたっては、子育て世帯のプラットフォームとなるよう検討を行う。	検討		導入	利用拡大	
5	公金等のキャッシュレス支払い環境の整備	納税課 行政経営課 ごみ対策課 道路計画課 会計課 関係各課	No.3-1に掲載					
6	マイナポータルを活用した行政手続のオンライン化	関係各課	マイナポータルを活用したオンライン申請を推進する。	導入	運用・利用拡大			

1. 自治体フロントヤード改革の推進

No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	その他の行政手続のオンライン化	関係各課	導入効果が高いと想定される手続を優先的に、LoGoフォームやkintone等の汎用電子申請システム上で実装を進める。また、他市の事例等も踏まえ、未オンライン化手続の積極的な検討を行う。	導入・運用・利用拡大				
8	マイナンバーカードを活用した証明書の交付申請	市民課 課税課 納税課	No. 4-3に掲載					
9	書かない窓口の実施	市民課 関係各課	自治体DXの推進において、市民課窓口の申請等のデジタル化を進める。なお、将来的には、マイナンバーカード等の利用により各種申請を簡略化できるようにするための環境構築を目指す。	書かない 窓口の 構築	運用開始	運用		
10	連絡所のあり方の見直し	市民課	新しい生活様式における各種証明書のコンビニエンスストアでの交付状況や、市税等のスマートフォン決済アプリの利用等のオンライン手続の普及状況等を踏まえ、今後の連絡所のあり方について調査、検討を行う。	現状把握	検討			前年度の経過を踏まえた対応
11	出張申請受付窓口の見直し	ごみ対策課	これまで対面で実施してきた指定収集袋の減免申請受付・袋交付業務について、申請の郵送・オンライン化及び民間事業者による袋の配送とすることで、市民の利便性向上と業務の効率化を目指す。		検討	運用開始	運用	
12	電子請求システムの導入	行政経営課 会計課 管財課 関係各課	見積依頼から契約書、発注、納品書、請求書の発行・授受・保管までを、電子データで行うことができる電子請求システムを導入し、市内事業者及び市職員の会計事務の効率化を図る。 また、同システムを事業者間で利用することで、地域全体のデジタル化を目指す。		構築・導入	運用・利用促進		
13	都伴走型支援による窓口DX	行政経営課 市民課 関係各課	東京都・GovTech東京との伴走型支援事業を活用して、書かない窓口の運用改善および横展開を目指す。			実施		前年度を踏まえた対応

1. 自治体フロントヤード改革の推進

No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
14 新	おくやみ手続きナビの導入	行政経営課 関係各課	パソコンやスマートフォン等から簡単な質問に答えていくと、遺族が市役所で行う必要がある手続きを抽出できるWEBサービスを導入する。			検討	導入	運用
15 新	窓口のオンライン事前予約	行政経営課 関係各課	待たせない窓口実現のため、オンラインによる窓口事前予約の通年実施について検討を行う。				検討	前年度を踏まえた対応
16 新	都市計画情報のデジタル化	都市計画課	不動産取引等で必要な都市計画情報をインターネット上で閲覧できるようにすることで、市民の利便性向上を図る。				検討・導入	前年度を踏まえた対応
17 新	工場・指定作業場台帳のデジタル化	環境政策課	市内の工場・指定作業場台帳のデジタル化を図りホームページ上で公開することで、市民や事業者の利便性向上や事務の効率化を図る。				検討・導入	前年度を踏まえた対応

庁内のデジタル環境の整備								
No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
18	庁内のネットワーク整備	行政経営課	庁舎内の会議室や執務室に内部系事務の無線LANを導入することによって、柔軟で自由に働けるオフィス環境を整える。	検討		導入	運用	
19	タブレット端末の導入・活用	行政経営課 関係各課	タブレット端末を導入し、議会、各会議、現場、窓口などで活用することで、ペーパーレス化及び事務負担の軽減並びに市民サービスの向上を図る。	検討	一部導入		運用・利用促進	
20	オンライン情報共有サービスの導入	行政経営課	事業者や市民等と大容量のデータやり取りをできるサービス(クラウドストレージサービス)を導入し、事業者との調整や添付の多い申請処理等の効率化を図る。	検討				前年度の経過を踏まえた対応

2. 自治体情報システムの標準化・共通化

実施概要	<標準準拠システムへの移行>
	令和7年度を目標時期として、対象事務（基幹系20業務。住民記録システム、印鑑登録システム、戸籍システム及び戸籍附票システム並びに次の第1グループ及び第2グループに分類）を標準準拠システムへ移行する（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針）。 第1グループ：固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、介護保険、障害者福祉 第2グループ：選挙人名簿管理、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援
	<住民情報系システムの共同利用>
	小平市及び東村山市と共に住民情報系システムを再構築し、共同利用することで、住民サービスの向上と行政運営の効率化を図る。
効果	<標準準拠システムへの移行>
	全国的に標準化されたシステムを運用することにより、以後のシステム開発、維持管理経費の縮減等につながる。
	<住民情報系システムの共同利用>
	住民サービスの向上と行政運営の効率化を図るとともに、スケールメリットによるコスト削減に寄与する。

標準準拠システムの移行に係る取組み								
No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	標準準拠システムへの移行	行政経営課 関係各課	令和7年度を目標時期として、対象事務を標準準拠システムへ移行する。	システム標準化移行へ向けた準備・調整				
				準備・調整				
				住民記録システム移行に向けた調査・検討				
				調査・検討		業務整理・移行		運用
				第1グループ移行に向けた調査・検討				
				調査・検討		業務整理・移行		運用
				第2グループ移行に向けた調査・検討				
				調査・検討		業務整理・移行		運用
				印鑑登録システム、戸籍システム及び戸籍附票システム移行に向けた調査・検討				
				調査・検討		業務整理・移行		運用

住民情報系システムの共同利用に係る取組み								
No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2	住民情報系システムの共同利用	行政経営課	小平市及び東村山市と共に住民情報系システムを再構築し、共同利用することで、住民サービスの向上と行政運営の効率化を図る。	住民情報系システムの共同利用				
				運用				運用・検討
				標準準拠システムへの対応準備				
				準備・構築				

2. 自治体情報システムの標準化・共通化

システム経費の適正化に向けた取組み								
No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3	システム経費の適正化に向けた取組み	行政経営課 関係各課	専門的知識を有するDX推進アドバイザーからシステムの調達等についての助言をもらい、システム経費の適正化に向けた取組みを実施する。			取組みの実施		

3. 公金収納におけるeLTAXの活用

実施概要	デジタル庁及び総務省は、地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用することができるようにするため、所要の立法措置を講ずることを目指すとともに、システム改修を進め、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び公物の占有に伴う使用料等の公金について、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することとしている（自治体DX推進計画）。 eLTAXの活用も含め、公金収納のキャッシュレス決済による納付を推進する。
効果	市民の利便性の向上を図ることができる。

公金等のキャッシュレス支払い環境の整備								
No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	公金等のキャッシュレス支払い環境の整備	納税課 行政経営課 ごみ対策課 道路計画課 会計課 関係各課	eLTAXの活用も含め、市税をはじめとした公金等の支払いのキャッシュレス対応を進めることで、より市民の利便性の高いサービスの提供を目指す。	市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料				
				普及推進	決済サービスの拡大		導入	運用開始
				公共施設使用料				
						検討		前年度を踏まえた対応
				粗大ごみの手数料				
						検討	運用開始	運用
				くるばー利用料				
						検討	運用開始	運用
				各種手数料等（窓口）				
						検討	運用開始	運用
				その他公金				
				検討・推進				

4. マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

実施概要	対面でもオンラインでも確実・安全に本人確認・本人認証ができ、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及を促進する。コンビニ交付サービスをはじめとした様々な場面での利用を推進する（自治体DX推進計画）。
効果	マイナンバーカードの利用を推進することで、市民の利便性の向上を図ることができる。

マイナンバーカードの普及促進・利用の推進に係る取組み								
No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	マイナンバーカード交付の円滑化	市民課	マイナンバーカードの普及促進や交付体制の整備を行う。	普及促進				
2	高齢者のためのマイナンバーカード申請補助	行政経営課	デジタルデバイド解消を目的として、高齢者のためのマイナンバーカード申請補助を行う。	実施				
3	マイナンバーカードを活用した証明書の交付申請	市民課 課税課 納税課	コンビニエンスストアなどに設置してあるキオスク端末を活用して、各種証明書の交付を行う。また、オンライン申請に対しても各種証明書を交付できるよう検討を行う。	コンビニ交付				
				運用				
				オンライン申請による交付				
						導入・運用開始	運用	
				キオスク端末の本庁舎内設置				
							検討	前年度を踏まえた対応
4 新	マイナンバーカードを活用した医療費助成事務	障害福祉課 児童青少年課	マイナンバーカードを医療費助成の受給者証等として利用できるようにするため、デジタル庁が開発した情報連携基盤PMH（Public Medical Hub）の導入を検討する。				検討	前年度を踏まえた対応
5	マイナポータルを活用した行政手続のオンライン化	関係各課	No. 1-6に掲載					

5. セキュリティ対策の徹底

実施概要	国の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、本市の情報セキュリティポリシーを随時改定する。また、総務省とデジタル庁が示すガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を踏まえ情報セキュリティ対策の徹底に取り組む。
効果	本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定める。

ガイドラインに沿った取組み								
No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	情報セキュリティポリシーの改定	行政経営課	東京都・GovTech東京との伴走型支援事業、DXアドバイザー支援等を活用して、随時セキュリティポリシーの改定及びセキュリティ対策を行う。	改定・取組み				

6. 自治体のA I・R P Aの利用推進

実施概要	限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくため、A IやR P Aなどのデジタル技術を積極的に活用し、業務の改善の取組を行う（自治体D X推進計画）。
効果	全庁的に活用している財務会計システム及び各課の個別業務にR P A等を導入することで、事務負担の軽減を図り、人的資源を本来注力すべき業務に振り向けることができる。

A I ・ R P A の利用推進に係る取組み								
No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	R P A による業務システム処理の自動化	行政経営課 関係各課	業務システムへの繰り返しの入力作業を R P A によって自動化し、事務負担の軽減を図る。	運用・利用促進				
2	R P A による財務会計処理の自動化	行政経営課 関係各課	財務会計システムへの繰り返しの入力作業を R P A によって自動化し、事務負担の軽減を図る。	運用・利用促進				
3	A I - O C R による紙面情報の電子化	行政経営課 関係各課	紙面情報の電子化を A I によって自動化し、事務負担の軽減を図る。	運用・利用促進				
4	A I 文字起こしによる会議録作成	行政経営課 関係各課	会議音声を A I によって文字起こしすることで、会議録作成にかかる事務負担の軽減を図る。	実証実験 ・ 導入	運用・利用促進			
5 新	自治体生成 A I の活用	行政経営課	自治体生成 A I を導入し、活用することで業務の効率化を図る。				検討	前年度を踏まえた対応

7. テレワークの推進

実施概要	自治体DXの推進による職員の多様な働き方の実現に向け、在宅勤務だけでなく、サテライトオフィス勤務やモバイルワークも含め、テレワークの導入・活用を推進する。また、テレワーク対象業務の拡大に取り組む（自治体DX推進計画）。
効果	ワークライフバランスを実現し、職員の確保や離職防止を図ることができる。 感染症流行時、非常時等における行政機能維持のための環境を整備できる。

テレワークの推進に係る取組み								
No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	機器の調達等	行政経営課	テレワーク機器の調達・管理を行う。	調達	テレワーク実施	管理・運用		
2	例規等の整備	職員課	テレワークに関する例規等の整備を行う。	検討・例規整備・導入	テレワーク実施	運用		
3	ワークスペースの確保（喫煙スペース跡の活用）	管財課	ワークブースの設置を行う。	検討	設置及び利用開始	利用		

8. デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

実施概要	デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地域課題に応じたデジタル実装の取組を推進するとともに、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を推進する。
効果	デジタル田園都市国家構想の目指す「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の達成に寄与し、Society 5.0を推進していくための環境を整備できる。

デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組み

No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	デジタル田園都市国家構想総合戦略の推進	企画調整課	項目別プラン No. 35に掲載					

地域社会のデジタル化に係る取組み

No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2	スマートフォン教室等	福祉総務課 障害福祉課 関係各課	No. 9-1に掲載					
3	高齢者のためのマイナンバーカード申請補助	行政経営課	No. 4-2に掲載					
4	子育て応援アプリの導入・運用	健康課	予防接種スケジュール機能、子育ての市の情報の通知機能等の各種機能を有する母子手帳アプリを導入し、市民が利用しやすい子育てサービスの提供を図る。		導入・運用開始	運用		
5	電子請求システムの導入	行政経営課 会計課 管財課 関係各課	No. 1-12に掲載					
6	LINEを活用したオンライン市役所の導入	行政経営課 秘書広報課 関係各課	No. 1-4に掲載					
7	避難行動要支援者システムの導入・運用	防災防犯課	避難行動要支援者名簿や個別避難計画に係る管理・運用機能を有するシステムを導入し、避難支援体制の整備を図る。			導入・運用開始	運用	
8	AIを活用した交通システムの導入・運用	道路計画課	令和7年4月から本格運行へ移行した東久留米市デマンド型交通「くるぶー」に、併せて導入したAIを活用した交通システムにより、利用者のスマートフォンからの「くるぶー」予約を可能とした。また、効率的な運行により、利用者の利便性等の向上を図る。			構築	運用	

8. デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
9	デジタルマップ等アプリの導入	健康課 関係各課	ウォーキングマップ、地場産野菜直売所、公園、イベント、観光、健康、熱中症予防等の情報及び市内作成マップを盛り込んだアプリを3か年かけて開発。観光マップとしても魅力ある内容とする。市民にインセンティブ付与、高齢者にアプリ活用説明会を実施し、本アプリ活用の活性化を図る。		検討	構築・ 運用開始	運用・機能拡張 ・利用促進	
10 新	学校教育環境のDX化	教育総務課 指導室	小・中学校における学校教育環境のDX化を推進することで、授業支援や学力向上を目指す。			検討	導入	運用開始

9. デジタルデバйд対策

実施概要	市民の誰もがデジタルの恩恵を受けられるよう、デジタル活用に不安や負担を感じる方のデジタルリテラシー向上及び誰もが使いやすいデジタルの提供を目指す。
効果	より多くの市民がデジタルを利用することで便利なサービスを享受できる。それに伴い、職員の負担の軽減が見込まれる。

デジタルデバйд対策に係る取組み								
No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	スマートフォン教室等	福祉総務課 障害福祉課 関係各課	東京都や指定管理者等と連携を図りながら、市内公共施設で、高齢者や障害者等へのスマートフォン教室や相談等を実施し、デジタルデバйдの解消を図る。	推進・取組				
2 新	無人オンラインスマホ相談ブースの設置	行政経営課	スマートフォンの利用が苦手な方の相談先を確保するため、無人のオンラインスマホ相談ブースを設置する。				実証実験	前年度を踏まえた対応
3	高齢者のためのマイナンバーカード申請補助	行政経営課	No. 4-2に掲載					
4	書かない窓口の実施	市民課 関係各課	No. 1-9に掲載					

10. デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

実施概要	より多くの住民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受するために、条例・規則等におけるアナログ規制について、デジタル原則の観点から見直しを行う。また、書面・対面の行政手続（書面による交付・通知を行う手続を含む。）の見直しについても検討する（自治体DX推進計画）。
効果	アナログ規制の対象者となる住民の利便性向上とともに、地域社会全体の効率化が実現する。アナログ手法からデジタルへの転換を行うことにより、作業の負担軽減などといった効果が期待できる。

条例・規則等におけるアナログ規制の点検・見直し								
No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	電子申請に係る運用及び関連例規の整備	行政経営課 総務課	No. 1-1に掲載					
2	行政手続のオンライン化・B P R（業務改革）ガイドラインの策定	行政経営課	No. 1-2に掲載					

書面・押印・対面の行政手続の見直し								
No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3	ペーパーレス化の推進	関係各課	文書や会議資料等のペーパーレス化を推進し、紙代の軽減および文書の管理等の事務負担を軽減を図る。また、ペーパーレス化方針を策定し、紙前提からデータ前提へとシフトしていく。	検討・推進		方針策定	方針に基づく取組みの推進	
4	押印廃止の推進	行政経営課 総務課 関係各課	内閣府の「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に基づき、申請・交付書類等の押印の廃止を検討し、押印を廃止することでペーパーレス化や行政手続のオンライン化の障壁を下げる。	検討・推進				
5	対面の見直しの推進	行政経営課 総務課 関係各課	会議等のオンライン化における基準整備及び関連例規の整備を行い、会議等のオンライン化を推進し、市民利便性向上や業務効率化を図る。	検討・推進				

11. BPRの取組の徹底

実施概要	デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む。また、行政サービスの利用者と行政機関間のフロント部分だけでなく、行政機関内のバックオフィスも含めたプロセスの再設計を行い、各業務において、利用者がサービスを受ける際の最適な手法について検討を行う（自治体DX推進計画）。
効果	オンライン化に伴う利便性向上並びに行政運営の効率化等に加え、市民の待ち時間や手続時間の削減が見込める。 職員の業務負担を軽減することで、多様化する市民ニーズや新たな制度等への迅速な対応等、行政サービスの質の向上につながる。 生産年齢人口の急減を迎えるとされている2040年頃を見据えたスマート自治体への転換に向けた下地の構築につながる（自治体戦略2040構想研究会）。

公金業務の見直し								
No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	支払事務の見直し	会計課	既存システムへの機能追加により、払込日における債権者を集約化することで、振込手数料増加抑制を図る。その他の支払業務等においては、財務会計システムの電子決裁化による効果向上のため、パーチェシングカードを活用する。	振込処理の集約化				
						検討	運用開始	運用
				パーチェシングカードの導入				
						試行実施	運用開始	運用
2	財務会計システムへの電子決裁の導入	財政課 会計課 管財課 行政経営課	財務会計書類を出力し、押印している作業について、押印廃止及びペーパーレスの観点から財務会計システムへの電子決裁機能を導入する。	構築		運用開始	運用	
3	学校徴収金システムの導入	教育総務課 学務課	市立小・中学校において、学校徴収金システムを導入する。	導入・運用開始	運用			
4	自動音声電話催告システムの導入	納税課	自動音声による電話催告システム、折り返し電話等に対する自動電話応答システム、携帯電話に文字情報を送信するSMSシステムの3つの機能を搭載した催告システムを導入し、徴収率の向上と効率的な徴収事務の強化につなげる。		検討	導入・運用開始	運用	

11. BPRの取組の徹底

庁内業務の見直し								
No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5	G I S（地理情報システム）の導入・活用による事務の効率化の推進	都市計画課 関係各課	生産緑地地区等の地域地区の決定をはじめとした都市計画業務におけるG I Sの活用を継続するとともに、その活用範囲の拡大を図る。	生産緑地関連事務におけるG I Sの活用				
				活用				
				用途地域関連事務におけるG I Sの活用				
				導入		活用		
				他の都市計画の情報の導入・活用				
							調査・研究	
6	人事給与業務におけるB P Rの実施	職員課	人事給与システム更改に際し、新たに会計年度任用職員の任用管理をシステム化することで、各課にて行う任用事務の効率化を図るなど、職員の事務負担軽減と任用管理の適正化を行う。	運用				
7	給与明細配信サービスの導入	職員課	給与明細システムを導入し、事務負担の軽減を図る。	導入	運用・利用促進			
8 新	勤怠関係事務のデジタル化による事務の効率化	職員課	各職員が行う勤怠関係届出のデジタル化を図ることで、ペーパーレス化及び事務負担の軽減を図る。				検討・実施	
9	学校業務におけるB P Rの実施	教育総務課 学務課	各学校と教育委員会間における各種事務手続きについて、ペーパーレス化及び事務負担の軽減を図る。			検討		前年度を踏まえた対応
10 新	企業資金融資事務のB P R	産業政策課	企業資金融資事務の簡素化及びデジタル化を図ることで、職員の書類收受及び通知業務を削減する。				検討・実施	
11	高速インクジェットプリンタの利用促進	行政経営課 関係各課	大量の紙資料の印刷を高速に行うことで、事務負担の軽減等を図る。	運用・利用促進				
12	封入・封かん機の利用促進	行政経営課 関係各課	大量の封筒への資料の封入・封かんを自動化し、事務負担の軽減等を図る。	運用・利用促進				

11. BPRの取組の徹底

東京都と連携した取組み								
No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
13	行政手続等デジタル化推進事業	介護福祉課 行政経営課 関係各課	東京都の支援を受け実施した介護認定調査業務のBPRを進める。また、都の同事業を活用して先行実施した他市の取組みについて横展開による導入検討を行う。	介護認定調査業務				
					採択・実施	システム導入	運用	
				他市取組みの横展開				
					検討			前年度を踏まえた対応
14	東京都・GovTech東京との協働	行政経営課 関係各課	スケールメリットを生かしたシステムの共同調達や、専門スキルを持つ人材の活用等、東京都・GovTech東京との協働による取組みを実施する。	システムの共同調達				
					参画・検討	パソコンの調達	前年度を踏まえた対応	
				人材活用				
					検討			前年度を踏まえた対応
				都伴走型支援による窓口DX				
				No. 1-14に掲載				
				セキュリティポリシーの改定				
				No. 5-1に掲載				

12. オープンデータの推進・官民データ活用の推進

実施概要	市が保有する公共データを、地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン・手引書等を参考にしながら、市民及び事業者その他の団体に利活用されやすいように、利用者ニーズ及び基本原則に沿ってデータを公開するよう進める。 (1) データを積極的にオープンデータとして公開する。 (2) 機械判読性が高く、二次利用が容易な形式で公開する。 (3) 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進する。 (4) 取組み可能なデータから速やかにオープンデータとして公開する。
効果	データをオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上を図る。 オープンデータの推進を通して、市民等とデータ共有を図ることにより、市民参加と協働の推進を図る。 データを二次利用可能な形で提供することにより、民間における新たなサービスの創出や企業活動の効率化につなげ、地域経済の活性化を図る。

オープンデータのプラットフォーム整備に係る取組み

No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	オープンデータのプラットフォーム整備	行政経営課	オープンデータのデータ棚卸し・データの基準整備等のプラットフォームに係る検討を行い、オープンデータの推進を図る。	検討・推進				

オープンデータの推進に係る取組み

No	取組名	所管課	取組概要	スケジュール				
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2	統計庶務事務	総務課	統計東久留米をCSV形式でホームページに掲載し、統計情報のオープンデータ化を図る。	運用				
3	東京都オープンデータカタログサイト・東京データプラットフォームでのデータ公開	行政経営課 関係各課	東京都のオープンデータのカバレッジ向上に関する取組に併せて、「東京都オープンデータカタログサイト」「東京データプラットフォーム」に「ゴミの分別方法一覧」をはじめとした24種類のデータを提供し公開する。	データの整備・提供	データの整備・提供・公開			

別紙 2

東久留米市定員管理の適正化の考え方（令和 7 年 8 月改訂版）

企画経営室行政経営課
総務部職員課

1 主 旨

昨今の労働人口減少による人材確保競争は、より激しさを増しています。

併せて若手公務員の離職率も上昇しており、国家公務員総合職では令和 4 年度の全体の離職率が 2.0%のところ、30 歳未満の若手の離職率は 4.5%にのぼっています。結果、30 歳未満の職員の退職者数が全退職者数の約 40%以上を占める状況となっており、同様の傾向は地方公務員にも見られ、若手職員の離職者数がここ数年増え続けています。

このような労働力減少に起因する雇用流動化が進行する中では、将来的に職員定員数の労働力確保そのものが困難となっていくことも十分に想定されます。

また、労働環境の変化は、ワークライフバランスを保つ働き方へと変化もしてきています。

令和 4 年 10 月には、産後パパ育休（出生時育児休業）が施行されました。厚生労働省は「男女とも育児休業をとるのがあたりまえの時代に」とし、こども家庭庁は令和 5 年 12 月に策定した「こども未来戦略」において、男性の育児休業取得率の目標を、2030 年には 2 週間以上の取得率 85%（公務員）としています。

今般、こうした状況を踏まえ、定員管理の適正化に関して改めて検討を加え、以下のとおり「定員管理の適正化の考え方」を整理しました。

（参考：令和 4 年 8 月における改訂の主旨）

令和 4 年 6 月 24 日付総務省通知において、地方公務員の定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方及び留意事項等が示されました。

1 定年引上げ期間中においても、一定の新規採用者を継続的に確保することが必要

2 新規採用者数の検討をはじめ、中長期的な観点から定員管理を行うことが必要

必要な新規採用者数を検討する上でのポイント

- (1) 職種ごとに現状及び課題を把握すること
- (2) 職種ごとに定年引上げ期間中の退職者数等の見通しを立てること
- (3) (1)・(2)を踏まえ、職種ごとに年齢構成の平準化を勘案しつつ、必要な新規採用者数を検討すること

3 業務量に応じた適正な定員管理であることの説明が必要

（総務省「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会報告書（概要版）」より抜粋）

市ではこれまで、民間活力の導入、フルタイム再任用職員等多様な雇用形態の活用、その他職種任用替えの柔軟な運用を適切に実施していくこと等により、最小の職員数で最大の効果を挙げる職員体制を目指してきましたが、このたび国から示された考え方及び留意事項に基づき定員管理の適正化に関して改めて検討を加え、以下のとおり「定員管理の適正化の考え方」を整理しました。

2 定員管理の適正化の考え方

- 1 本実行プランにおける職員定員数を 595 人とします
- 2 定年引上げに伴う考え方を示します
- 3 本実行プランにおける職員定員数を「上限」から「適正数」に改めます
- 4 その他配慮する事項を定めます
- 5 今後の職員採用の方針を示します
- 6 定員管理について P D C A サイクルを確立します
- 7 会計年度任用職員等については個別事業の改革及び予算査定において管理します

1 職員定員数を 595 人とする

(1) 職員定員数

総務省から提供されている定員モデルと比較した結果、大きく乖離がなく、経営指標分析^{*1}の範囲に収まっていることから、職員定員数は 595 人を基本とします。

(2) 業務の増要因

業務の対象増により業務量が増えている業務があります。

国の制度や都からの事務移管などにより新たな業務が増えています。

各種計画の策定・改定、業務改革・改善及びコロナ禍で停止した事業の再構築など、臨時的な業務にも取り組んでいます。

大規模な改革改善に取り組むためには、投資的に予算と人材を投入することも必要です。

(3) 業務の増要因への対応の考え方

新たな技術の導入や D X 推進による業務改革・改善に取り組み、仕事の処理時間短縮に努めます。

民間委託や指定管理者へ移行の検討を継続し、様々な観点から可能性を探っていきます。

(4) 職員定員数の決定

業務の増要因と対応の考え方を踏まえ、増減要因を相殺し 5 年間の定員数を 595 人とします。

P D C A サイクルを確立し、定員数を必要に応じて適宜検証していきます。

2 定年引上げに伴う考え方

定年引上げに伴い定年退職者が 2 年に一度しか生じないことによって、職員の年齢構成や新陳代謝などに課題があることから、国においては「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会」を設置し、定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方や留意点を検討してきました。この研究会報告書で示された考え方をもとに、定年退職者が生じる 2 年ごとに新規採用者数を平準化し、職種ごとの採用の困難性、年齢構成や退職予定人数等を考慮した上で、定年引上げに伴い影響がある令和 15 年度までは柔軟に職員採用していくこととします。

(参考資料) 新規採用者数を2年間で平準化するケース

(単位/人)

各項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	計
(1) 前年度末までの普通・勲奨退職者数 (過去の平均による)	11	11	16	16	16	16	16	16	16	16	150
(2) 前年度末の再任用フルタイム終了者	3	10	0	2	1	5	8	3	11	0	43
定年退職者内訳											
①前年度末の退職者数等(定年退職者)	0	9	0	7	0	3	0	14	0	14	47
②再任用職員を更新しない者 (過去の平均による)	0	1	0	1	0	0	0	3	0	0	5
③再任用職員として次年度以降働く者(①-②)	0	8	0	6	0	3	0	11	0	0	28
減人数合計 (①+②+③)	14	22	16	19	17	21	24	22	27	30	212
新規採用者数	14	22	16	19	17	21	24	22	27	30	212



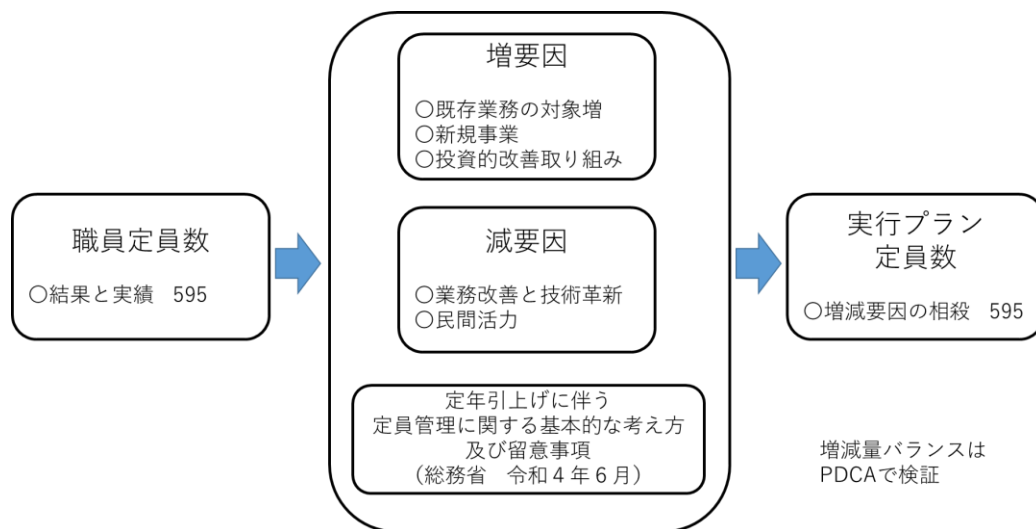
年齢構成の偏りを抑制するため、新規採用者数を平準化

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	計
2年間の新規採用者数の計	36		35		38		46		57		212
平準化した場合の新規採用者数	18	18	18	17	19	19	24	22	29	28	212
一時的な定員の増	4	0	2	0	2	0	0	0	2	0	
職員定数	599	595	597	595	597	595	595	595	597	595	



平準化の際、新規採用者数を前倒して計上した年度においては、一時的な職員数が増員となるが、調査対象の最終年度である令和15年4月までに元の水準となる。(2年ごとに元の水準となる。)

〔1・2を踏まえた新たなイメージ図〕



3 職員定員数を「上限数」から「適正数」へ改めること

(1) 国の要請の変化（削減から人材の確保へ）

国の地方公務員定数に関する見解は、「財政規律に立脚した上で、質の高い人員の確保に努めるべき」に変わっています。

(2) 職員数の実情

産前産後休暇及び育児休業並びに介護休暇は、職員が必要な時に取得できるようにしておかなくてはなりません。病気休暇、産前産後休暇、育児休業、介護休暇等並びに普通退職及び採用辞退に対し、組織として様々な対応をしていますが、一方で、定員数に対し、実員数が欠けるという課題があります。

(3) 職員定員数を「上限数」から「適正数」へ

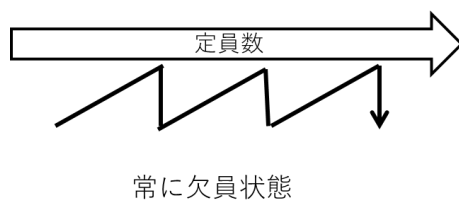
こうした課題は、実行プランの定員数を上限数としていることも原因の一つと考えられます。

合格者名簿登載制度を活用しても欠員が埋まるとは限りません。

そこで本実行プランでは、定員数を「適正数」と改め、定員数を下回らないことを目指します。

4月1日の実数が定員数を上回る場合は、次年度の採用数を抑制することで、定員数に収まるように運用していくこととします。常に定員数に合わせた採用調整を行うので、組織が肥大化していくことはありません。

コントロールできない「退職」や「辞退」、「休業」ではなく、コントロールのできる「採用」という手段を用いて職員数の適正化を図っていきます。



4 配慮する事項

(1) DX推進に対する考え方

国が示す「自治体DX推進計画」の中では、自治体においては、まずは、今後急速な人口減少が見込まれる中、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供していくために、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められると示されています。

本市では、実行プランで示している新しい技術の導入や自治体DX推進の取組みにより、業務フローの見直しなどが行われ、職員の事務負担軽減や時間外業務の抑制が期待されます。これらに伴い、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくとともに、将来的な人口減に伴う定員数の減少にも対応していけるものと考えます。

(2) 職員派遣制度に対する考え方

職員のスキルアップ及び派遣先との連携を円滑にすることなどを目的に、国、都等へ定期、不定期に職員を派遣しています。現在、一部自治法派遣などでは定員数から除いていますが、最近では、人材

育成の必要性が高まるにつれて派遣箇所も増え、派遣にあたっては1～2年単位で派遣されるなど不定期な状況が多くなっていることから、地方自治法派遣、研修派遣に関わらず定員数から除外します。

(3) 病気休職・育児休業に対する考え方

「3(2) 職員数の実情」で示しているとおり、病気休職・育児休業による実員数の一時的な不足に対しては、会計年度任用職員を活用するなど対応をしています。年々業務が増加する中で職場の負担軽減が図れるよう、各年度における6ヶ月以上の病気休職者数及び育児休業者数を適切に把握し、配置基準や民間活力の導入等なども含め検討等し、その結果を踏まえ、当該数を定員数から除外します。

(4) 部分休業などの多様な働き方に対する考え方

仕事と生活の両立支援として、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備が求められており、市としても部分休業の拡充等を行ってまいりました。今後も制度の利用が見込まれることから、利用者数と部分休業の時間数を適切に把握し、人員換算した結果を踏まえ、当該数を定員数から除外します。

(5) 年度早期の退職に対する考え方

東京都や特別区、近隣自治体における採用試験の回数が増加したことなどにより、年度早期の退職者が増加しています。年度早期の退職は迅速な人員確保が難しいことから、各年度6月末までの退職者数の傾向を踏まえ、当該数を定員数から除外します。

(参考資料)

各年度の実数(単位/人)

事由	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	5年間平均
自治法派遣などの定数外派遣	7	7	3	2	3	4.4
①研修派遣などの定数内派遣	1	1	1	1	1	1
②病気休職(6ヶ月以上)	10	12	11	9	9	10.2
③育児休業(6ヶ月以上)	21	13	13	15	18	16

各年度4月1日時点

事由	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	5年間平均
部分休業取得者(人)	37	30	29	31	34	32.2
1日あたりの部分休業時間(時間)	40.5	35.5	37	38	43	38.8
④人員換算(人)	5.2	4.6	4.7	4.9	5.5	5.0

各年度7月1日時点(単位/人)

事由	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	5年間平均
⑤6月末までの退職	0	3	1	4	8	3.2

5 今後の職員採用の方針

定年引上げ期間中は、複数年に渡って経過措置を取る必要があるため、定年引上げが完了する令和 15 年度までの職員採用の方針として、以下の通り示します。

- ・ 2 年ごとに発生する定年退職者数を見据えた新規採用職員の平準化の考え方を取り入れる必要がある
- ・ 中長期的な視点からも行政サービスを安定的・継続的に提供していくためには職員の年齢構成のバランスを保っていく必要がある

これらを踏まえ、毎年採用人数が一定数（最低 10 人程度）を下回らないよう努めていきます。

また、育児休業者等の対応等に対しては、業務量の増減や役職定年制の実施による管理職の一時的な不足等の課題を勘案し、必要数を「4 配慮する事項」により定員数から除外する範囲の中で新規職員採用により補充するものとします。年度途中で育児休業者や病気休職者が復職した場合でも、一時的に定員数を上回りますが、翌年度以降の職員採用数や会計年度任用職員数を調整することで対応し、過度な定員数とならないようにします。

令和5年度から令和15年度までの新規採用者数シミュレーション

(単位/人)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
①前年度末の普通・勸奨退職者数	11	11	11	16	16	16	16	16	16	16	16
②①のうち配慮する事項に該当する早期退職者数	0	0	0	3	3	3	3	3	3	3	3
③再任用の終了や再任用辞退による職員減	0	3	11	0	3	1	5	6	6	11	14
④減人数合計 (①-②+③)	11	14	22	13	16	14	18	19	19	24	27
⑤配慮する事項による新規採用者数	4	4	4	7	8	8	0	0	0	0	0
2年間の新規採用者数の計	15	44		44		40		38		51	
平準化した場合の新規採用者数(人)	15	22	22	22	22	20	20	19	19	26	25

< 条件設定 >

- 「①前年度末の普通・勸奨退職者数」は、過去5年間の実績の平均値とし、改訂前の令和7年度までは11名、改訂後の令和8年度からは16名を基本とする。また、16名のうち3名は配慮する事項に該当する早期退職者数とする。
- 令和15年度までの定年退職者数は、対象職員が定年まで在籍していると仮定し、勸奨・普通退職者数には含めない。
- 「③再任用の終了や再任用辞退による職員減」の令和15年度は定年延長制度が完了するため、定年退職者数となる。
- 「4 配慮する事項」に該当する人数は、前ページ参考資料から過去5年間の平均値は35.4人/年となっており、令和11年度以降は退職予定者数の推移等から一定数の新規採用者数が見込めるため、令和5年度から令和7年度までの3ヶ年で4名ずつ、令和8年度で7名、令和9年度から令和10年度の2ヶ年で8名ずつ、合計35名の採用を基本としつつ、実際の育児休業者数等の状況に応じた新規採用を図る。

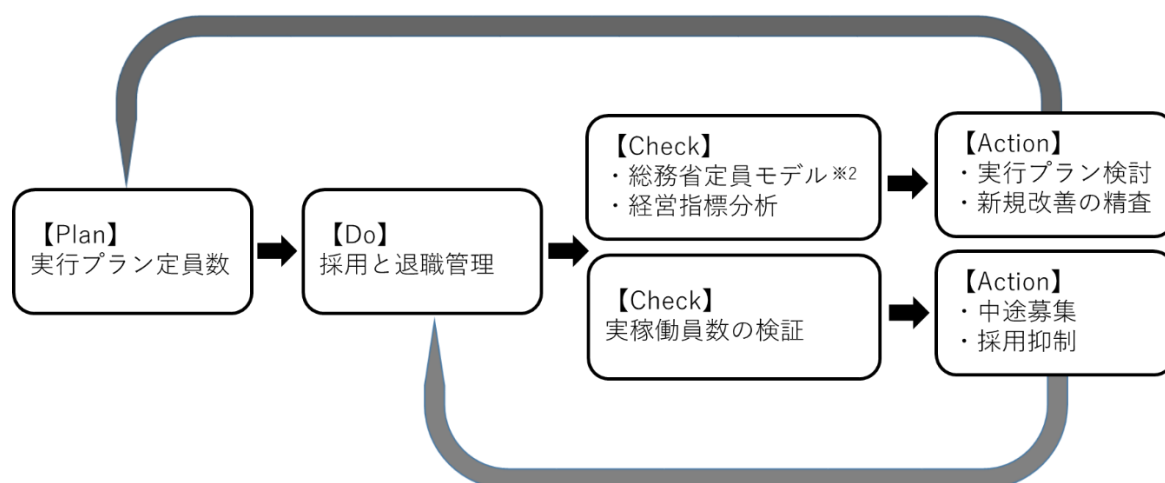
(職種別) 前年度末までの職員減の内訳

(単位/人)

職種内訳	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
事務系	11	13	18	16	18	17	18	17	22	23	25
一般技術系	0	0	4	0	0	0	2	3	0	3	4
医療技術系	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
技能・労務系	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0	1
合計	11	14	22	16	19	17	21	22	22	27	30

- * 職員減とは、前年度末の「普通・勸奨退職者」、「再任用フルタイムを更新しない者」及び「定年退職者のうち翌年度以降再任用フルタイムを希望しない者」の人数の合計とする。なお、「普通・勸奨退職者」など職種を限定できない者は事務系に計上している。
- * 職種内訳は、「東久留米市職員の職名に関する規則」に規定されているとおりとする（以下参照）。
 - (1) 事務系 一般事務等
 - (2) 一般技術系 土木技術・建築技術・機械技術・電気技術・保育士・児童厚生・児童指導等
 - (3) 医療技術系 保健師・看護師・栄養士・作業療法士
 - (4) 技能・労務系 当直・清掃作業・給食調理・一般用務等
- * 一般技術系のうち保育士及び技能・労務系の定年退職等についてはこれまでどおり欠員不補充を原則とし、当該退職分は事務系に振り替えて採用する。

6 定員管理のPDCAサイクル



7 会計年度任用職員・再任用短時間勤務職員の考え方

(1) 専門職

会計年度任用職員（専門職）は、その職の必要性を精査しつつ、業務改善等に基づく任用数の管理について、別表の会計年度任用職員数の表で示していきます。

(2) アシスタント職

会計年度任用職員（アシスタント職）は、選挙事務や統計事務など、年度により増減が激しいものや、繁忙期のみの期間限定職があります。多種多様な任用形態があるため、実行プランで人員数を定めることは困難です。

こうしたことから、各担当課において必要性を熟慮して最低限の配置に努めるとともに、BPR・DX等による事務的な整理や、その配置手法の検討、またヒアリングによる必要性の確認など、全庁的な視点からも引き続きその配置のあり方を検討していきます。

職員の定年退職者予定数などで職員の増減が集中する場合や、専門職など特定の職で一時的な不足が生じた場合は、会計年度任用職員（アシスタント職）の活用を検討します。

(3) 再任用短時間勤務職員

短時間再任用職は定員数にはカウントされないものの、定年退職者側が選択できる制度のため、全体雇用数の管理は困難です。一方で、定年退職者の経験や高いスキルが有効なため、適材適所の配置を行い、業務量の増大をカバーすることなどに活用し、正規職員が新たな課題に取り組みやすい環境を整備するなど工夫していきます。

【参考】会計年度任用職員配置数（部門別・課別）

令和7年4月1日現在

所属名		会計年度任用職員			
		合計	専門職	アシスタント職	
					うち一般事務
議会事務局		1		1	1
企画 経営室	企画調整課				
	行政経営課	1		1	1
	秘書広報課				
	財政課				
総 務 部	総務課	5	1	4	4
	職員課	4	3	1	1
	管財課	6	2	4	1
市 民 部	産業政策課	1		1	1
	生活文化課	8	7	1	1
	市民課（本庁舎）	11		11	11
	市民課（連絡所）	11		11	11
	課税課	7		7	7
	納税課	6		6	6
環 境 安 全 部	防災防犯課	3	1	2	2
	環境政策課	2		2	1
	ごみ対策課	5		5	4
福 祉 保 健 部	福祉総務課	12	11	1	1
	障害福祉課（本庁舎）	5	2	3	3
	障害福祉課（わかくさ学園）	40	4	36	2
	介護福祉課	18	13	5	5
	健康課	40	12	28	25
	保険年金課	18	11	7	6
子 ど も 家 庭 部	子育て支援課（本庁舎）	4		4	4
	子育て支援課（保育園）	123		123	
	児童青少年課（本庁舎）	9	2	7	6
	児童青少年課（学童保育所）	106	76	30	
	こども家庭センター	28	11	17	2
都 市 建 設 部	都市計画課				
	道路計画課				
	管理課	6		6	4
	施設建設課	2	1	1	1
会計課		1		1	1
教 育 部	教育総務課	4	2	2	1
	学務課	4		4	3
	指導室（本庁舎）	27	20	7	7
	指導室（小中学校）	230	54	176	47
	生涯学習課	3	1	2	2
	図書館	8	8		
選挙管理委員会					
監査事務局		1		1	1
総 計		760	242	518	173

3 定員管理の適正化のスケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
▽「東久留米市定員管理の適正化の考え方」による運用	▽継続	▽継続	▽「東久留米市定員管理の適正化の考え方」の改訂	▽継続
▽定員管理のPDC Aサイクルの運用	▽継続	▽継続	▽継続	▽継続
		▽定年引上げに伴う 61歳定年の実施		▽定年引上げに伴う 62歳定年の実施

※1 経営指標分析

(1) マクロ指標による分析手法

経営指標による適正数分析は、民間で用いられる分析手法で、売り上げや利益、生産性などの経営上のマクロ指標を用いて客観的に適正人員数を算出するものです。

(2) 経営指標による適正数分析のロジックと計算式の採用

行政においては売り上げなどのマクロ指標はありませんが、算出に用いられるロジックや計算式はその仕事に充てる適正な人員数を分析するのに有効です。

(3) 複数の客観的数値指標を用いて多角的に分析

行政は活動目的が多岐にわたっており、民間での売り上げや利益など、共通の指標を置くことは困難です。そこで、行政の多様性を捉えるために、複数の指標を用いて多角的に評価することとします。主観的な多寡ではなく客観性を担保するため、指標には決算統計の数値を用いることとします。

※2 総務省定員モデル

「定員モデル」は、総務省の地方公共団体定員管理研究会で報告された定員管理の適正化を進める際の基準となる定員の算定方法の一つであり、一般行政部門を対象に、地方公共団体の部門ごとの職員数と、その職員数と相関関係が強い説明変数（各種統計データ）を用いて、多重回帰分析の手法によって、それぞれの団体における平均的な試算職員数を部門別に算出できる参考指標です。

【参考】令和5年職員数

(令和5年4月1日現在)

団体名	住民基本台帳人口(外国人登録人口含む)	総職員数	職員1人当たり人口 (総職員数)
小平市	196,913	955	206
西東京市	205,899	1,046	197
東久留米市	116,512	594	196
府中市	260,078	1,345	193
八王子市	560,692	2,911	193
東村山市	151,751	788	193
国分寺市	128,762	672	192
小金井市	124,614	658	189
東大和市	85,085	453	188
狛江市	82,102	442	186
武蔵村山市	71,018	391	182
三鷹市	189,959	1,046	182
調布市	238,774	1,315	182
昭島市	114,516	648	177
多摩市	147,776	841	176
立川市	185,825	1,072	173
清瀬市	74,596	438	170
あきる野市	79,513	479	166
武蔵野市	147,809	952	155
国立市	75,889	502	151
羽村市	54,416	366	149
町田市	430,380	2,904	148
福生市	56,512	395	143
日野市	187,494	1,471	127
稲城市	93,781	898	104
青梅市	129,468	1,527	85

(資料:東京都総務局行政部「東京都区市町村年報2023(第51号)」(令和6年8月))

東久留米市財政健全経営計画（改定版）

〔実行プラン〕

令和7年8月改訂

発 行 ／ 東久留米市

編 集 ／ 東久留米市企画経営室行政経営課

住 所 ／ 〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電 話 ／ 042-470-7704（直通）

F A X ／ 042-470-7811

E-Mail ／ gyoseikeiei@city.higashikurume.lg.jp